

令和元年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年 12月 3日
本日の会議 令和元年 12月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参 事 森本陽子君	主 任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
総 務 部 長 山本昭彦君	企 画 財 政 部 長 久保平敏弘君
建 設 産 業 部 長 日名子達也君	住 民 福 祉 部 長 中嶋敏純君
健 康 保 険 部 長 辻田正行君	水 道 局 長 濱伸二君
会 計 管 理 者 山口利弘君	企 画 財 政 部 理 事 田中一之君
住 民 福 祉 部 理 事 栗山浩二君	総 務 課 長 荒木秀一君
秘 書 広 報 課 長 中村元則君	契 約 管 財 課 長 和田弘君
地 域 安 全 課 長 宮崎伸之君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
税 務 課 長 山崎昇君	収 納 推 進 課 長 藤崎隆行君
土 木 管 理 課 長 中尾盛雄君	都 市 計 画 課 長 山崎禎三君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 細田愛二君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり君	健 康 保 険 課 長 志田純子君
介 護 保 険 課 長 堀池英二君	水 道 課 長 渡部守史君
下 水 道 課 長 山口新吾君	教 育 長 勝本真二君
教 育 次 長 森川寛子君	教 育 委 員 会 理 事 金崎良一君
教 育 総 務 課 長 宮司裕子君	生 涯 学 習 課 長 青田浩二君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 村田佳美君	

会議録署名議員

7番 内村博法議員 8番 安藤克彦議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 16時21分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、吉岡清彦議員の①スパイラルスライダーの安全性の確認や長与町のシンボルやランドマークについて、②健幸増進対策についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

おはようございます。では、質問を始めたいと思います。今回は大きな項目で2点させていただきます。1番目がスパイラルスライダーの安全性の確認や長与町のシンボルやランドマークについての質問でございます。

9月議会でスパイラルスライダーの再開について質問いたしましたが、再開の目途が立ち、令和2年度に詳細な調査設計を行い、令和3年度に改修工事ができるよう長崎県とも協議を進めている。なお、再開に伴う運営費や管理費については、施設規模、内容ともに大規模な変更はなく、使用中止以前と同等となるものと考えている。また、今後の詳細な調査において安全に再開することが難しくなったとしても、エアロブリッジとともに中尾城公園のシンボル、そして長与町のランドマークとして活用していきたいと町長の答弁があったように思っております。そこで以下質問していきます。（1）シンボルやランドマークの意味は何か。また、他の自治体でのシンボルやランドマークとして宣伝しているのは何があるのか。（2）運営費、管理費については使用中止以前と同等と考えるとのことだが、職員人数に変更ないということか。また、現在の人数は何人か。（3）今後の詳細な調査において安全に再開することが難しくなったという表現があるが、この安全については、設計、工事再開、運用再開後の事故のどれを指すのか。（4）再開後の責任は町となってくると思います。毎日使用時に担当職員が滑ってみるなどの安全確認が必要と思うが、そのように確認するのか。そして、入口に1人、着地点に1人の職員の配置が必要と思うが、どうか。もし増員するならば何名で人件費が幾ら必要か。（5）スパイラルスライダーが町のシンボルまたはランドマークとして誇れると思うか。町の発展や未来を映す鏡とは思えない。思い切って撤去すべきと思うが、どうか。（6）もし早目の中止で契約不履行で損害金が発生するのかどうか。

大きな2点で健幸増進対策について。人生100年時代に入り本町もいろいろな角度から健康増進対策に取り組んでいることは素晴らしいと思います。そこで以下について質問します。（1）令和2年度の政府予算（案）で病気予防に1500億円交付金を異例増額、積極的な自治体を支援すると、検討するという記事が出たように思います。町として今後どう取り組んでいくのか。（2）健幸長寿に向かって、口腔ケアに関する条例化を図っている自治体もあるが、町としてそのような条例化を考えないかどうか。

(3) エレベーターより階段を利用しようという、目についてくるわけですが、東京都の大田区、三重県の四日市、長崎県庁ほか、階段に階段を利用したときの消費カロリーが表示されているが、本町においても住民への意識向上策として取り組む考えはないか。(4) 血圧とともに重要視されているのが脈拍数であり、脈拍計を住民に貸与して統計化し、健康長寿に繋げている自治体もあるが、そのような取組をする考えはないか。以上よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日から一般質問でありますけども、すっかり1番バッテリーがレギュラー化いたしました吉岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

1番目のシンボルやランドマークの意味と他自治体の状況についてということでのお尋ねでございます。シンボルやランドマークとは、その土地を代表するもの、象徴するものであり、その建造物だと捉えております。そのため町内外の人を呼び込み、人々の交流の場所である中尾城公園及びスパイラルスライダーは、本町の象徴的な場所であると考えております。また、他自治体の状況につきましては、ホームページや観光パンフレットなどの各種媒体において宣伝写真やイラストなどの形で多く使用されているものが、シンボルやランドマークと考えておきまして、例えば名古屋の金のしゃちほこ、こういったものが、そういうふうな形ではないかなというふうに思っております。

次に2点目の管理費、職員人数についてのお尋ねでございます。中尾城公園の職員の数につきましては、現在のところ受付業務が2名、管理業務に1名、合計3名体制での運営を行っておるところでございます。人数につきましては、今のところ使用停止前からの変更は考えておりませんが、再開するとなった場合は、状況に応じて職員の増員を検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の安全の判断という御質問でございます。安全性につきましては、ある一点での考え方ではなく、全てにおきまして確認がなされるものと考えております。そのため、まずは調査設計におきまして検証がなされた場合と考えており、そのことを踏まえまして、段階的な確認を行いまして最終的には改修工事へと繋がっていくものと考えております。しかしながら、調査設計段階におきまして安全性が担保されないと判断された場合はスライダーとしての利用再開は難しい。そういったものだと考えております。

次に4点目の安全確認と職員の配置とのお尋ねでございます。安全確認につきましては、使用中止以前から職員等により安全確認のための試走は行っておりまして、再開後についても同様に考えております。また職員の配置でございますけれども、使用中止以前と同様に考えておきまして、入口に1人配置を考えております。そのため着地点につきましては、今のところ職員の配置は考えておりませんが、前にも申しましたとおり必要に応じて職員の増員を検討してまいりたいと考えております。なお、費用につ

きましては、業務内容に応じて協議をしてみたいと考えております。

次に5点目のスパイラルスライダーが、町のシンボルまたはランドマークとして誇れるかどうかという御質問でございます。スパイラルスライダーにつきましては、設置以来、年平均にしておおよそ1万人の方に利用されておまして、現在総じて言われております関係人口、交流人口を増やしていくというようなことでは非常に多くの方々が利用されてるんじゃないかと思っております。再開時には今までどおり町内外から多くの人が交流する拠点になるものと考えております。また、仮に滑り台の安全が担保されることがなくても長与町のシンボル、ランドマークとして残していきたいと考えております。そのため施設の撤去につきましては、今のところ考えていないところでございます。

次に6点目の契約不履行で損害金が発生するのかどうかというお尋ねでございます。今現在、来年度、つまり令和2年度に詳細な調査設計を行い、その中で安全性の検証を行った上で、再来年度、つまり令和3年度に改修工事を行うよう計画を立てておるところでございます。そのため今現在、契約不履行の賠償金、損害金が発生することはございません。

続きまして、大きな2番目、健幸増進対策についての1番目の今後の健康づくりの取組という御質問でございます。厚労省の令和2年度の予算要求について、先程、議員言われたように予防医療や健康づくり等の関連予算枠を現行の1,000億から1,500億に増額する旨の新聞等の報道がなされておるところであります。今、国におきまして社会保障制度改革を喫緊の課題とし、人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築を目指した医療、介護含めた改革を進めておるところでございます。特に人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸、生産性の向上といたしまして、健康寿命を延伸等に向けた保健、医療、介護の充実に係る政策の推進を図っております。また政策のひとつといたしまして、保険者のインセンティブ強化が報道の中で示されておるところであります。本町では幸福度日本一のまちづくりの実現に向けまして、健康づくりは本町のまちづくりの柱のひとつとして、今年2月には「健康のまち宣言」を行い、また、他市町に先駆け、健康ポイントの導入による無関心層を含めた住民に対する取組を積極的に展開しているところでございます。今後の取組といたしましては、「健康のまち宣言」のPR、特定健診及びがん検診の受診率向上、健康ポイント事業のさらなる拡大等に取り組んでいきたいと考えております。また、西彼杵医師会をはじめ、自治会やコミュニティ、健康づくりボランティア団体などのさらなる連携を図り、事業の充実を図ってまいります。

次に2点目の口腔ケアに関する条例化という御質問でございます。本町の歯科保健は、長与町健康増進計画、第2次でございますけども「健康ながよ21」の中で目標を立てまして、それぞれのライフステージに応じて事業を行っております。特に口腔ケアにつきましては、保育所、幼稚園、小学校でのフッ化物洗口事業、妊婦及び30歳、40歳、50歳、60歳、70歳を対象にいたしました歯周疾患検診や自治会、老人クラブなど

での健康教育を行ってございまして、今後さらなる充実を図っていきたくと考えております。町といたしましては現在のところ口腔ケアに関する条例化は考えておりませんが、長崎県では「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」が平成22年に施行されてございまして、県全体で歯科保健に取り組んでおるところであります。本町もこの条例を踏まえながら西彼歯科医師会をはじめ関係団体と連携し、歯科保健の向上に今後とも努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に3点目のエレベーター等での消費カロリーの表示をしたらどうかという御提案でございまして、この御提案については誠にありがとうございます。消費カロリーの表示につきましては、関係課と協議をいたしまして、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に4点目の脈拍計の貸与等についての御質問でございまして、健康づくりの第一歩として特定健診などの受診勧奨を行ってございまして、健診では身体測定、血圧測定、血液検査等を行いますが、脈拍につきましては、この検査項目に入っていないということでございまして、また、脈拍値だけで健康状態を把握するものでもありませんので、年に1度の健康診査と日頃からの血圧測定、体重測定を推進をしていきたくと考えております。そのような状況を踏まえ脈拍計の貸与につきましては、今のところ考えてはいるところではございません。私の方からは以上でございまして。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今、町長から答弁がありました。第1問目のスパイラルスライダーの件ですけれども、シンボル、大体象徴的なものじゃないかということで、大体分かりました。他町においても何か実際にそういうのを表示した何かあるのかなと思ってお聞きしたわけですが、無いとなれば長与が初めてのそういう表示になるのかなと期待もするわけですが、一応象徴的なものであるということで理解してございまして。2番目ですけれども、今のところは3名体制でやってるということですが、じゃあ今まではこの3名の中で、始め滑る及びまた入口に立っておったということでいいですか。今まで3名の中でそういう安全対策について、滑ったりとか、滑り台の入口の所におったということで、3名でやっとならぬということではないですか。ちょっとそこんところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員がおっしゃるとおり、3名のうち、その中で1人がエアロブリッジの上の方にいて、入口の方でその確認をしていた。そういうことになります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確認はそれでいいんですけども、常時その入口の所で注意を与える。滑りに来た人に対して、そこで常時おって、こういう滑り方をしなさいとか、してくださいとか、そういうアドバイスをずっと、常時おったということですか。ちょっとそこんところ再度。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず、常にいたというわけじゃなくて、下の方でチケットを購入された方がいらっしやいまして、そこで誰かが滑りに行くよというのが分かった状態で上に上って、常にその時間帯は付いていた。そういうことになります。そのためチケット購入がなされてない。勝手には滑れない所でしたので、そういう場合には、そこにはいなくて、別の所で作業を行ってた。そういうことになります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

ということは、もし、たまたま作業される方が違うちょっと遠い所におってとか、滑りに来て呼びに行く。そういう時間帯も結構あったということになるわけですか。常時そこにおらないわけでしょうから。何か作業するためどこかに、ちょっと遠い所の園内で作業しとった、仕事しとった。呼んでこんばいかん、ちょっと待つとってねって、そういう形をやとったということですか。ちょっと再度。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

基本的には1名付いてるという形になるんですけど、その3名の中でお互いに融通を利かせて、受付員とかで対応した場合もありました。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そしたら、分かりました。今度3番目に入りますけども、一番心配するのが安全に再開することが難しくなると、こういう表現があるわけですね。そこがこれからの大事な、スパイラルスライダーを再開するときの大事なことではないかと思うわけですね。それで、どういう、ちょっと先程、説明があったけど、ちょっと分からなかったんですけども、結局、どこかが設計するわけでしょう。設計者も私のとこの設計は安全性を担保できませんよって言う設計者はおらんとするわけですね。はっきり言ってですね。あるいは工事する人も設計に基づいて工事をしていく。私のとこの会社では、そういう仕事はできません。そう言う会社もないと思います。当然、設計に向かっていくだけで

すから応じてくるわけ、そして工事に向かっていく。そうすると設計業者とか、工事事業者には、そういう安全を担保できませんって言う企業なんかは出てこないと思うわけですね。そうなる最終的には再開したあとの事故かなって思うわけですけども、ちょっとそこんところ再度、設計上、その設計では我々としては難しいというのが、こちらの方で分かるのかどうか。ちょっと、そこんところをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

安全性の考え方につきましては、町長答弁でも述べましたとおり、まずは今の設計ですね。まだ詳細な設計を行ってませんが、今の協議段階でその先の設計段階において安全性が確保されたときと考えております。何をもちいて安全性を確保するのかと言われてますと、街区公園とかにあります滑り台、こういったものはメーカーによって安全性が担保されてるものになります。基本的にはそれと同等の安全性ですね。それまでは確保できるものでないと再開は難しいのかなとは考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに各自治会とか地域に置くブランコとか、滑り台とか、確かに1つの基準があると思いますね。JISか何か、それに基づいて製造されたものが販売されてると思います。こういう特殊の部類は何か基準がやっぱりあるんですか。その設置角度とか、何かそういう基準があるわけですか、ちょっとそこんところ。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

長さがどれくらいとか、角度がどれくらいとか、大型になった場合とかっていう特殊なものに対しての基準というのは、明確には私も把握はできておりません。もし準用するとなれば通常の滑り台、こういったものの基準を準用することになるかと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういういろんな角度から当然、設計業者もそれに基づいて、当然一番に設置したときもやっぱりそういうのに基づいて設置したと思いますよね。やっぱり有名な会社の人が設計してるわけです。私もそれは知ってます。その人をですね。だからそれに基づいて安全ですよとしたと思います。その設計の方もですね。大きな会社の人ですからね。だから工事の方もそれに基づいてちゃんとやったと思います。しかしやっぱり事故が発生してきたわけですね。ということは、今後もそれに基づいて、それこそ詳細な検討を

しながらやっていくのは当然だと思います。設計業者にしても、請負業者もですね。だから、あとは再開後の滑って事故、それが結局、結果的には安全だったかどうかというのが1つの基準になるかと思うわけですが、そこが、だから私が心配するところなんですよね、これがね。何回も言いますが、設計する方は一生懸命設計すると思います。変な設計しないと思います。業者の方もちゃんとやると思います。だから残ってくるのは最後の滑って誰が怪我するか分かりませんが、そういうとこじゃないかと思うわけです。だから最後の安全性を確認できなかったというのは、最後の再開後じゃないかと私は考えるわけですね。だから再開後の責任は行政側、町になるわけですが、担当者が滑って、そういうのに人員を増員していかなきゃならないんじゃないかというのが、次出てくるわけです。そうすると何名必要なのかとか、そのためには経費が幾ら掛かるのかってなってくるわけですが、今のところは今のままでやるっていう答弁ですが、必要に応じてという言葉がありましたけれども、今度、必要に応じてということはどういうこと、事故が発生したからやるのか。発生する前からやるのか。ちょっとそこんところの捉え方をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

基本的な考えといたしましては、何度も申し上げてるとおり基本的には今のままでいこうと考えております。それができる滑り台、スライダーですね。こういったものが出来ればとは考えております。しかしながら、ずっと運用していく上で、どうしてもこっちが変えた方がいいだろう。さらなる安全性を考えて下にも人を付けた方がいいだろうという判断がなされた場合には、そういった形で人員の増は可能性は無いとは言えません。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

だから初めから再開に向けてこんだけの人数体制で回っていくと言うことが、年間何万人って来てるわけだから、飛び飛びではないと思うわけですね。私が言いたいのは、初めからそういう体制を作って、安全性に向かっていくっていう表現があればいいんだけれども、そこがないもんだから大丈夫かって心配してくるわけですね。せっかく再開して、またそういうのが発生するということは、ただ人を置いたけん良いとは限らんと思いますが、しかし、再開後の責任は行政側にあるわけですから、何かあったときはどうしても行政側の責任になってくるわけですね。だから、もう初めから5人体制なら5人体制とか、6人体制にするとか、そういう計算をしていって、初めて安全性に向かっていきますという表現が出てくれば、私もこういう質問はしないわけですが、前回に続いてこうやって、もうすぐ工事に入るわけですからね。そこんところがだ

から不安でならないわけね。そういうのをちょっとどうですかね、もう1つ答えの方は。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

貴重なアドバイスをいただきましてありがとうございます。今現在としては、先程述べましたとおりの運用をしていくという大前提の下、再開できればという考えがありますので、同じような考えになろうかと思いますが、やはりその部分につきましても、今後の詳細設計の中でももちろん組み入れて、人数的なものも考えて、費用対効果も考えまして、再開等の手続きに踏めればと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これは大事な町のシンボルっていう表現が出てるように、大事なこの1年間の仕事になるわけですね。これは担当部がありますけれど、庁内で、この庁舎内で何か再開に向けて会議したことがあるんですか。ちょっとそこんところお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員が心配されるというのは大変ありがたいと思ってます。私たちが決してこういった事故がないようにということでもございまして、今回ずっと事故を見てますと、滑り台の最後の所で事故が起こってるんですよ。今考えてますのは、そこを緩やかにして、しかも長くスペースを取るという形で対応できないかと思ってます。人がいないから事故が起こったということではなくて、その出口の所が少しまだ十分な形での対応がなされてなかったというのが主な原因でございます。したがって、そこを中心にまたいろんな所を再度点検いたしますけれども、そういった形で今の長与町で作られてます遊具、これも全て点検いたしましたのは、やはり専門的に見てこの遊具は安全かどうかということで、今まで公園内での遊具も全て見直してきたということでもございますので、そういうことでかなり厳しくなっております。見る目も。そういう中でこのスパイラルライダーを安全なものとして、できるだけのことをしていきたいというふうなことでございますので、そういった形での捉え方をさせていただければというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今、私が聞いたのは、せっかく大事な長与町のシンボルとして、しようとしているわけだから、庁舎内一担当だけでなくして、そういう検討をお互いが意見を出し合ってたんですかと聞いたんですけど、なかったからしてないのかなって、それでいいですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それは十分しております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では庁舎内でそういうのに向かってやっていくということの合意はしてるということですね。分かりました。それでは5番の撤去で、また私が言うわけですけれども、結局、あの姿、もし安全性難しくなってきたときにはシンボルとかランドマークとして残すという今、表現になってるわけですね。では、安全性難しくなった。じゃあ止めます。じゃあこれはシンボルですよって、そういう表現が当てはまるのか。あるいは事故してやっぱり危なかった。シンボルマークとして残す。そういうのがこの町のシンボルとしていいのかっていうのが、最後のやっぱり大事なことになるわけですね。だから、もう思い切って、前回も言いましたけども撤去した方が良いんじゃないですか。すっきりしてですね。そういう気持ちで再度質問したけども、撤去しないと。それはそれで町長達の方針でしょうけれども、やっぱりシンボルとか、そういうものは長与町の発展を象徴する、未来を反映する、長与の発展、未来を示す。やっぱりそれが本当のシンボル。先程、名古屋の金のしゃちほことか、名古屋城といったように、素晴らしいもんですよって、皆さん来てくださって。やっぱりそれが本当のシンボルっていうか、長与の魅力ある象徴的なものにならなきゃならないと思うわけですね。そうしたときに、安全性が確保されなかったけれども、シンボルとして残すというのが合わないじゃないかと。負の、マイナスのシンボルになってくるような気がするわけですね。シンボルとして残して欲しい。住民はそう思うと思います。それをあのままの何か芋虫が這ったようなあれで長与町のシンボルになるのかって、ひどく心配するわけですね。負のシンボル、マイナスのシンボル。前回も言ったと思いますけれども、1億創生でどっかやった所が、日本一長いローラースケートにいろんな費用が掛かって赤錆食ってると。それが1つの逆にマイナスで残ってるわけですね。それはひょっとしたら山の中やったか分からないけども、この場合は長与の入口の所にこういうどでかい、一番、目の前の所に残るわけですね。それがだからシンボルになるのかっていうのが、2番目の安全性と今度はシンボルということの対象になるのかってなってくるわけです。そういう点で町長とか、担当者とか、あるいは職員一同が長与町の安全に難しいと思ったものを残して、シンボルになるのかっていうのを私は聞きたいわけですね。どうですか、町長そういう点では。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

スライダーにつきましては、今現在あそこの赤い橋、こちらとこちらを結ぶ橋の橋脚の一部というふうになっておりますので、これにつきましては構造上、残した方が良いだろうというふうを考えております。それと、おっしゃいましたスライダーの部分につきましては、今後、中尾城公園を全体として、どういうふうにするかということで、今、八反田公園のライトアップ等もやっておりますが、そういった形で何とか、これからまた何か違う方向で活用することはできないかということで、一体的に今後考えていきたいということで残していければなというふうを考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そしたら、あのままの形で、あのままの色で、そしてちょっと先の方だけちょこちょこ角度を変えてする。そういう形になるわけですか。やっぱり全体的にしていくわけ。あれは橋脚の支柱としての役目をやっとするわけですか。ちょっと再度そのところ。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

ちょうどあそこは橋脚、スライダーの部分以外も橋脚になってると思います。その部分での重量系で残した方が良いだろうということで、支えてはいないんですが、重量として必要だということで、あれは残した方が良いだろうということでございます。あと、どうしても取り外すとなると、今ある橋脚、スライダー以外の橋脚の方の構造計算等も必要となってまいりますので、今のところはそのまま残していきたいというふうを考えてるところでございます。それとスライダーの補修につきましては、先程、議員がおっしゃるとおり幅であるとか、角度であるとか、これにつきましては詳細設計で十分設計をしていきまして、安全性を担保したいというふうを考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

スライダーを支えている支柱がありますよね。あれが僕は支柱の役目をしてるのかなと思うとったわけですけども、あれで巻いとるので重量をカバーしてるって言うのをちょっとそう思えないわけですけどね。色はあのままやるわけですか、色については。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今現在の見える色はスライダーの底の部分と上の傘ですね。あの部分が特に見えるかと思いますが、基本的にそのもの自体がもう劣化しておりますので、交換することになるかと思いますが。色につきましても、まだ、今現在何色にするとか、そういつ

たものは決まっております。そのため、今の色とは変わることになると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これからそれが詳細な設計になると思うわけですが、だからいろんな形で安全性を、まず安全性が確認できるかってそれが一番大事なことでですね。それができなくて事故が起きて、しかし残す。それがまた負のマイナスなイメージになるような気がするわけで、せっかく町長も一生懸命やってきて、今まで私も夕張の炭鉱のあれを何回も言うてきておったわけですが、結局私たち自身も初めはそういうのを分からずに設置OKしてるわけですよ。皆さん方も一緒と思います。しかしまた同じような事故が起きるっていうことは、また二重のマイナスになってくるわけですね。これ町長にしても、自治体にしても、我々議会にしてもですね。そういうのを分からずにまたOKするということは、また恥になるわけですね。夕張のことは何回も言ったけども、自分自身のことを、あるいは長与のことを言いながら、あれも言ってきてるわけですね。だからそうならないようにするためにどうするか。まずは安全性がなければだめだということが当然出てくるわけですね。それがいつの時点かって、それが一番大事なことになるわけですね。そしてそれが安全じゃなくなって、また残すということは、今度は二重のマイナスが出てくるわけですね。そういうのを心配して、町長のイメージダウン、長与町のイメージダウンにならないように、どうするかっていうのが僕らのまた仕事であるわけですから、こういう質問をしつこくしてきたわけですが、安全性に向けて、なるようにやっつけていけば良いと思いますけど。6番目で、もし不履行なんかで、ずっと検討しながら話をしてきてる中で、止めようとしたときに賠償金が発生しないということですが、それは間違いないわけですか、そこんところは。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

賠償金の話につきましては、今のところスライダーに関しまして契約等結んで業務を行ってるものが今存在していません。来年度からの詳細設計ですね、ここで初めて契約というものが出てくるもので、その時点以降の話になろうかと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

先程スパイラルスライダーの色の変更というふうな答弁がありましたけど、まだ、そこまで詳細に詰めておりません。ただ、シンボル、ランドマーク、そういう意味合いでは今、赤で定着をしております。年間1万人の利用者がおるということで一定馴染んでいるものですから、先程言いましたように安全が担保できなくても、また今度撤去する

にもかなりのコストが掛かります。ですから撤去はいつでもできますので、答弁で言いましたように、現時点では安全性が担保されない場合はそのままちょっと残しておきましょう。先程答弁したように、また今後ほかの利用価値が出てくるかもしれませんし、経年劣化等も考えられます。となれば撤去ということも考えられますけども、現時点では考えてませんし、色についても赤でちょっともう一定馴染まれてるんじゃないかなって思いもありますので、全然変えないとか、そういう意味でもございません。ただ、今の時点で変えるっていうことは考えていないということをご補足させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

心配するのは、やっぱり町長及び長与町自体の、事故が発生して負の遺産として残らないやり方をやっぱりしていくのがこれからの大事な再開に向かっての仕事じゃないか。議員としてもやっぱりそれをちゃんと、夕張のことを一生懸命言いよったけど私自身もそれを頭に入れながら自分自身もそういうことをしてきて、人に言えないわけですけども、二度とそういうのがないようにするためにはどうするかというのが、やっぱりここで議論せんばいかんというので、今言ってるわけです。安全性に向けてやるならやるで、やっていけばいいわけですから。分かりました。

あと、健康ですけども、新聞にも出てましたように積極的な自治体を支援するということですので、健康宣言のPRとか、がん予防とか、ポイント制のレベルアップとかありましたけれども、確かにやってるのは、よその自治体と負けないでやってるのは分かります。しかしまた新たな何か策を、お金も国の方が出すと、来てるわけですから、せっかくなら、それを有効利用するのを考えていくのが皆さん方の仕事じゃないかと思うわけです。何かないか、今までこんがんとしとったけども、予算の関係でできなかったけれども、国の予算が増額、積極自治体支援ってなってるわけですから、これから地方の時代に向かって何をしていくかってのが、我々あるいは行政側の仕事じゃないかと思うわけですから、今の答弁であれば、何かもったいない気がするわけですけど、課長とか、部長とか、立派な人おるけど、何かないですか、再度聞きますけども。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

この自治体に対するインセンティブっていうのが国保の努力者支援制度とかそういうのに係ってくるかと思うんですけども、この国保の努力者支援制度っていうのは、やった自治体はそれだけ交付金をもらえるという流れになっております。長与町も県の中では来年度の予定では県で7番目ぐらいに交付金をもらえるところになるかと思っております。うちの交付金、努力者支援が貰えないところっていうのが、やはり特定保健指導の実施率とか、メタボになっている人の数とか、そういうところが取れてないところに

なっております。それとあとがん検診の受診率ですね。そこを今度克服するために今年11月から特定健診の受診ができる所を長崎市の医師会まで広げております。令和3年度から女性のがん検診も長崎市で受診できるように今、長崎市医師会の方に働きかけをしている段階です。そういうところをして受診率の向上を図り、努力者支援制度のポイントを上げていこうというふうに考えております。また、健康宣言も今年2月にしておりますが、一人一人の住民の方が少し意識が変わって生活の中で取り入れられていくことで、健康というところに近づけていけるんじゃないかと思っておりますので、そういうことを地道に活動していく時期だと今は考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

脈拍のことを言いましたですけども、1つの記事があるわけですけども、脳卒中や心筋梗塞などの危険因子として高血圧が指摘されますが、実は脈拍が速い人のリスクも実証されています。こう話すのは帝京大学医学部教授の大久保孝義先生ですね。話しとるわけです。この先生が岩手県大迫町、現在合併されて花巻市になってるわけですけども、町民が家庭で血圧を測定する取組が33年前から続いている。大久保先生は長年この研究に携わりデータの分析をあたってきた。最初は町民100人から始まり、現在は300人ほどに拡大してきた。家庭用の血圧計を配付。買い与えてもいいか分かりませんが、ここでは配付して1か月間、毎朝、血圧を測ってもらう調査です。血圧計で脈拍も測るので同時に測定できました。大久保先生の話です。家庭用の血圧計を使った測定事業は、世界初の試み。医療機関関係者の間では大迫研究と呼ばれ貴重なデータと言われている。そういうことで33年間ずっと地道にやってきておるわけです。それによって結果を分析しながら、血圧が正常でも脈拍が高ければ1.6倍の死亡率があるとか、そういうデータが出てきてるわけですね。だから長与町でもそういうのに取り組んでいけばどうかということで提言したわけですけども、だから、こういうのをまた利用するために先程の国の予算なんかの獲得に向かっていくとか、やっぱりそういうものにまた向かっていく努力なんかも必要じゃないかということで、一番初めに挙げて最後にしておるわけですけども、何か新しく事業等に向かっていって、健康増進、寿命延伸、幸福な長寿に向かっていく対策をする気がないかというのが再度聞きます。お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

吉岡議員の御質問にお答えいたします。新しい事業というのが具体的にこの事業は新しくやります。というのは、ちょっと今の段階では言えないんですけども、非常に吉岡議員が言われる血圧っていうのは、健康づくりの中でやはり非常に大事な位置を占めると思っています。その証拠としては、って言ったら変ですけども、やっぱり特定健診って

いうのは血圧、体重その辺りの測定というのを本当に大事にしておりますし、何か特定保健指導に対象となられた方には、家庭でも血圧を測ってくださいというふうに御指導をしております。機械によっては血圧と脈拍も測れるっていう機械とかもありますので、そういうところも今後、推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これで一般質問を終わります。安全性よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 9時30分～10時35分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、西田健議員の①長与町の防災強化について、②長与町の交通政策についての質問を同時に許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

おはようございます。今回私は2点の項目について質問をさせていただきます。まず、①長与町の防災強化について。今年、50年に一度の台風大洪水の状況が新聞、テレビで何度も発信され、映像でも信じられないような光景が映し出されました。多くの被災地の方々は、これまでに経験したことがない大雨であった。信じられない強い風で恐怖を感じた。など、今までに経験のない想定を超えた天災の状況が連日報道されました。本町においても、防災白書を基に策定された長与町地域防災計画により、様々な災害対応の施策がなされていますが、今年発生した想定外の自然災害の事態を十分に検証し、積極的に見直し強化を図るべきと考えます。そこで以下の質問を行います。（1）長与町避難行動要支援者避難支援について、昨年から進められていますが、現在どのような状況になっているのでしょうか。（2）長与町ハザードマップが配布されていますが、地域の危機管理体制に繋がっているのでしょうか。（3）自然災害が頻発する中で、現状の防災無線のやり方に問題はないのでしょうか。（4）自主防災組織の強化が望まれるが、現在どのような状況にあるのでしょうか。（5）長与町の災害時の避難場所について対応は十分でしょうか。

②長与町の交通政策について。長与町の人口はほぼ横ばい状況ですが、車の保有台数は年々増加傾向にあります。町内における交通事故発生状況は、27年度をピークに減少傾向にあるものの、依然として29年度で143名の負傷者が出ています。このような状況の中で、交通事故に遭いやすい高齢者や子供などの事故防止策については、一層

の充実が必要と思います。そこで以下の質問を行います。(1) 長与町における高齢者、児童の交通事故の実態はどのようになっているのでしょうか。(2) 高齢者運転による交通事故が全国的に多発していますが、本町の状況はどのようになっているのでしょうか。(3) 児童の登下校時の見守り活動は、交通事故防止に効果的ではありますが、本町の見守り体制はどのような形で行われているのでしょうか。(4) 交通安全に関して、高齢者への啓発活動や児童への教育はどのような形で行われているのでしょうか。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、早速、西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目の1点目でございます。避難行動要支援者避難支援の現在の状況ということでお尋ねでございます。避難行動要支援者の支援対策につきましては、平成30年に策定をいたしました長与町避難行動要支援者避難支援プランに沿いまして個別計画の作成に取り組んでいるところでございます。昨年度コミュニティ単位での説明会を実施したあと、個別の説明会開催の要望が多数ありましたことから、説明会を開きますとともに対象の47の自治会に要支援者仮名簿を配付いたしております。今年度に入りまして、引き続き個別説明会の開催、そして個別計画の作成及び提出をしていただいております。現在のところ個別計画の作成を開始していただきました地区が32自治会、うち提出が終わっている地区が24自治会でございます。個別説明会の実施までが済んでいますのが4自治会、仮名簿の配付までが11自治会という状況になっております。

次に2点目の御質問でございます、長与町ハザードマップが配布されているが、地域の危機管理体制に繋がっているのかどうかという御質問でございます。平成30年2月に長崎県によりまして土砂災害警戒区域が指定をされまして、長与町内におきましては、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の数は635か所に上っております。これらの区域につきましては、土砂災害ハザードマップを改正いたしまして、平成30年4月に全世帯に配布を行い、危険箇所及び制度の周知を図り、併せて平成30年6月には公民館や防災センターにも拡大版のハザードマップを配布したところでございます。個人、組織でハザードマップを活用いただくことで、地域における危機管理体制の強化に繋がっていくのではないかと考えております。また、自治会の防災訓練で災害に関する講話を依頼された折には、ハザードマップを活用いたしまして、地元で危険箇所の確認と避難時の協議を行うなど周知、啓発も同時に行っておるところであります。警報が発令されて避難情報を出した際に土砂災害警戒区域、特別警戒区域の住民の皆様方には、指定を受けた際に個々への危険について説明がされておまして、台風や大雨での危険な状況が予測される場合には、自主避難所を開設し付近に住んでいる住民の方に対し、早急な避難を呼びかけておるところであります。また、消防団にも巡回を依頼しておまして、

危険箇所の警戒に当たっていただいております。危機管理体制の充実に繋がっているものではないかと考えております。

次に3点目でございます。自然災害が頻発する中で、現状の防災無線のやり方に問題はないのかという御質問でございます。現状での防災行政無線のやり方につきましては、家屋建築の技術向上あるいは二重サッシなどによる防音、機密性が高く、室内で防災行政無線が聞きづらい状況であることは把握しているところでございます。しかしながら、防災行政無線は外出時など情報取得できない条件下にある方々、避難行動をとられている方への周知方法としても既に確立されているものと考えております。避難を促す方法につきましては、防災行政無線のフリーダイヤルによる無料電話確認サービス、あるいはメールで確認できるシステムを導入いたしまして周知を行ってきたところであります。また、インターネット等におきましては、長与町のホームページ上にも随時防災情報を掲載し、活用いただけるよう取り組んできたところであります。ほかにも県の防災システム、いわゆるLアラートに入力することで、テレビ、ラジオ局と連携した情報提供を行うことで、最新の情報提供を発信しているところでございます。今後とも周知方法につきましては新たな方法がないか、引き続き検討をしてみたいと考えております。

次に4点目の自主防災組織の強化が望まれるが、現在どのような状況になっているのかというふうな質問でございます。今年度1組織が設立され、現在、自主防災組織は45組織となっております。自主防災組織相互の活性化や防災意識の高揚を目的といたしまして、平成18年より長与町自主防災組織連絡協議会を立ち上げまして、毎年研修や情報交換を行っておるところでございます。また、平成29年度は自主防災組織連絡協議会の全体研修として、消防業者の施設を訪問いたしまして防火訓練をやってみたり、平成30年度は町制施行50周年記念事業といたしまして、体感型防災アトラクションを開催し、町民の自助、共助の意識の醸成を図っておるところでありました。令和元年度は、日本防災士会の講師をお招きいたしまして、避難所運営ゲームを開催し、自主防災組織は防災訓練や防災備品の整備のみならず、避難所運営におきましての協力体制の重要性、あるいは自主防災組織は地域防災の拠点としての役割があることなどを学ぶことができたものと考えております。今年度新たに日当野自治会が発足をいたしましたところがあります。長与町自主防災組織育成指導要綱に基づきまして、新規組織には設立補助や防災備品等の補助を行うほか、既存組織につきましても防災訓練経費や防災備品の充実のために、毎年度運営補助金を支給するなど支援を行うとともに、引き続き未組織自治会への設立促進を図ってまいりたいと考えております。

次に5点目でございます。長与町の災害時の避難場所について対応は十分になされているのかということでございます。現在、指定避難所は27か所、福祉避難所は2か所、指定緊急避難場所は60か所でございます。自主避難、避難準備、高齢者等避難開始で開設されている所は5か所ございまして、和室もあり22時までは管理人の対応も可能なほか、水と毛布の備蓄も併せてしておるところであります。避難勧告以上が発令され

る際には、災害が激甚化する恐れがあるため消防団も避難所へ派遣する動員体制を作っております。平成30年度にIP無線機を購入いたしまして、10の消防団と避難所に配備をいたしました。これによりましてグループ一斉通話が可能となっております、速やかな横の連携が可能となったところでございます。しかしながら昨今の大規模災害がいつ長与町に起きても不思議ではない状況であると認識をしております。その対応といたしまして、避難所開設は不可欠なものでございまして、対応につきましても今後ともあらゆる事態を想定しながら対策を検討し、講じていく必要はあると考えております。

続きまして大きな2番目、長与町の交通政策でございます。1点目の長与町における高齢者、児童の交通事故の実態はどのようになっているのかというお尋ねでございます。平成30年の交通事故の発生件数は111件、死者ゼロ人、負傷者143人であり、そのうち高齢者の交通事故が32件、死者がゼロ人、負傷者18人が発生しております。全体の事故件数に高齢者が占める割合は28.83%。また、中学生までの子どもの交通事故につきましては1件、死者ゼロ人、負傷者10人となっております、全体の事故件数の割合は0.9%となっております。次に2点目の高齢者運転による交通事故が全国的に多発しているが、本町の現状はどのようになっているのかという御質問でございます。本町の高齢者による交通事故は先程申し上げましたけども32件、負傷者18人となっております、長与町内では28.83%を占めております。長崎県下が1,618件、負傷者1,056人でございますので、全事故件数に占める長崎県の割合は34.86%でありますので、割合としては、県全体の状況と比べますと長与町は低い割合で推移をしているところでございます。次に3点目でございます。児童の登下校時の見守り活動は、交通事故防止に効果的であるが本町の見守り体制はどのような形で行われているのかという御質問でございます。これは交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき長与町交通安全計画を作りまして、交通安全に関する施策の大綱を定めておるところでありまして、所管課はもとより各コミュニティ運営協議会、交通安全対策協議会、PTA連合会交通安全母の会、交通指導員、地域活動推進員、交通少年団、防犯協会、各学校関係者、時津警察署など様々な協議会との連携を図り見守り体制をとっておるところであります。また、年に4回の交通安全県民運動期間中、延べ36日間及び毎月1日と20日に街頭指導を行っていただいております。最後に4点目でございますけれども、交通安全に関して高齢者への啓発活動や児童への教育はどのような形で行われているのかとの質問でございます。啓発活動といたしまして、行政無線、ホームページ、広報車による広報活動を行っております。また御案内のとおり交通安全啓発パレード、長与さわやか作戦、交通安全のつどい、交通安全ゲートボール大会、交通安全参加体験型講習会等々、様々な機会を各種団体と協働で開催をいたしております、啓発、教育を行っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

それでは、まず、長与町の防災強化についての再度の質問をさせていただきます。本件については、過去にも何度も同僚議員から質問があったと。それはもう承知しております。ただ、通告書で申したとおり、近年の想定外の風水害が多発していることから、私は地域防災計画もさらにレベルアップをしなければならないと考えております。そういった視点で質問をさせていただきます。まず最初に、先程、特別箇所635か所と言われたんですが、これは町内が635か所ということで間違いないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

635か所につきましては、町内ということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

この避難支援対象者なんですけども、現在、何名おられるかというのをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

避難行動要支援者の数でございますが今年度の4月1日現在の数字を申し上げさせていただきます。避難行動要支援者は1,075名となっております。そのうち同意を得て個別計画等の作成に関わる方につきましては669名となっております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

今1,075名と聞きましたけども、その中で同意されている方が669名ということで、半数、6割ぐらいですかね、同意されてると。その中で不同意の方なんですけども、不同意の方についてはどういう、すいません、その前にちょっと整理しますね。今回、個別支援計画を定めるということで、現在、町としては今やられてるということなんですけども、今現在どの程度作成されているのかっていうのをお聞きしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

先程町長答弁の方でも申し上げたところでございますが、現在のところ50自治会でございますが、同意をされた方がいらっしゃる地区が47自治会でございます。そのうち、個別計画の作成に着手をした自治会が32自治会でございます。そのうち、町の方に計画書の提出があった所が24自治会となっております。そして、個別に町の方で説明会

の開催の依頼等があった所もありますけども、そこまでが済んでいる所が4自治会、そして、仮名簿というものを全自治会の方に配付をさせていただいておりますけれども、仮名簿の配付まで終わっている所が11自治会で、計47自治会となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。全国的にいけば昨年時点で報道では14%に留まっているということなんですけども、本町ではまあ、まずまず頑張っておられるかなと私は今理解をいたしました。次になんですけども、同意者は今言われたんですけども、不同意者についてどのような対応をするのか町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

避難行動要支援者の対象者となられた方につきましては、町の方より避難時の支援等について名簿情報等を配付することに同意をされますかということで全員の方に送らせていただいております。その中で同意、不同意という方がいらっしゃるわけですけども、不同意の方につきましては、引き続き機会を見まして、また名簿更新の折に同意をしていただくような周知、啓発等をしていきたいと考えております。また、不同意者につきましても、当町で避難行動要支援者の管理システムを導入いたしております、そのシステムの中には名簿上入っております。大規模災害等につきましては、その名簿も外部提供ができるということとなっておりますので、そういった対応をしていきたいということで今のところ考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

ちなみに不同意者の方の不同意の理由はどのようなことか分ければお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

不同意者の方々の理由につきましては様々あるものと思われまして、例えば、御家族の方が一緒に居住をしてらっしゃるので、特に名簿を提供する必要はないという方もいらっしゃるかと思いますし、また、かなりな個人情報でございます。どうしても自分が例えば障害をお持ちの方も含まれますけども、そういったことをほかに知られたくないとか、そういった理由もございまして、そういったものが主じゃないかということで思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

いろいろと同意、不同意、個々の人の考えがあつてなかなか難しいかと思ひますけども、災害に遭われた方が不同意だったからということでは言い訳はできませんので、今後も充実の検討をお願いしたいと思ひます。

次にハザードマップについてちょっとお伺ひいたします。ハザードマップについては、先の大規模な自然災害では大いに注目されました。このハザードマップについては全戸に配布されてると先程言われましたけども、その配布だけで周知が徹底されているのかつていうのを町のちょっとお考えをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えいたします。当然ではございますが、ハザードマップにつきましては長崎県の方から先程も議員の質問の中にもございましたが、土砂災害の警戒区域という形で指定がされましたときに改正を行ひまして、自治会を通しまして各家庭の方に配布させていただいた状況でございます。それ以外の方々につきましては、公民館等に、公共施設等に配付させていただいて周知をさせていただいている状況でございます。ハザードマップにつきましては、基本的にこういう危険箇所が各住民の方の周りであることを知っていただいて、平常時のときから避難行動が取れるような活動に生かしていただきたいという形でハザードマップを作成しているものでございます。このことから考えますと、この対応が全てにハザードマップが対応できるものかという形で考えているわけではございません。あくまで平常時から避難行動していただくための参考の資料として使っていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。一応、理解度の促進ということではなされるということで理解をいたしました。ちょっと1点現実的な問題で、先程、土砂災害特別警戒区域が635か所と言われました。これについてちょっとお伺ひしたいんですけども、それなりにそれぞれ対策はされると認識をしておりますんですけども、例を言いますと丸田谷地区なんですけども、丸田アパート10棟から中学校方面に上がる所の住宅が5、6戸ある所なんですけど、そこについては、ある家は土砂が自分の家のもう数十センチまで来ているという状況になっております。本人はもう雨が降るたびにストレスになると言われてるんですけども、まず、これについて今どのような対応されてるんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員の御指摘にありました丸田谷の方の分になります。現在こちらの分につきましては、県が実地をしてまして国が補助金を活用して実施をいたします治山事業というのがございます。そちらの治山事業を活用いたしまして、丸田谷の方をできればと思っております。ただ、そちらの方が丸田郷と嬉里郷に跨る地域になっておりますので、自治会長に、2自治会の方と協議をいたしまして、あと地権者の方との協議をいたしまして、治山事業に乗せれないかの検討を今しているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

何かその住民の方たちとか、いろんな説明会等は実施されたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

こちらの方の事業が年に2回、春と秋に県から国への要望の方が行われるようになりまして、今度春の方、2月ぐらいになるかと思いますが、春がチャンスになっております。それまでには自治会の方と協議を行いまして、どのようにするかっていうのを決めていきたいと思っております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

その方はもう切羽詰まっている状況なんで、一つ一つ段階を踏まえて対応しなければならないということは認識しますけども、もう2年も3年も掛かるっていうようでは、もうまさに災害が雨がいつ起こるか分からないということですし、スムーズな対応をお願いをしたいということでお願いします。

次にハザードマップなんですけども、今、全戸配布をされてるということなんですけども、ハザードマップについては内容の精度がもうアップしなければならないと私は今感じてるんですけども。これが今、長与町のハザードマップなんですよね。おもて面は各危険箇所等々と避難場所を書いてあるということで、裏面は各指定避難場所等々の場所等を書いてあるということなんですけども、今回私は埼玉県の上野市というところに視察に行って参りました。その上野市のハザードマップなんですけども、これは冊子になっております。こちらは紙なんですけども。このハザードマップについては、中身が本町と比べればかなり充実をしているということを感じました。最初に市長の方が災害については知る、日頃から備える、いざというときには行動するということが指針で書いております。このハザードマップは、もちろん各危険箇所が載っております。そのあとにいろんな、まず知るという意味では、河川の水位の避難行動だとか、気象情報の種

類とか、そういう類のことを書いてあります。それから、備えるということからすれば、今度は各備蓄品、非常品の持ち出し品を、絵を描いて詳しく詳細に載せております。家屋の備えというのも書いております。それから行動するということでは、いざそういう災害が起こったときは避難行動する内容を充実させて書いてあります。いうことで、まさにこれはいいなあと、うちの方がちょっと負けてるなと私は感じたんですけども、例えば本町のやつは、これを壁に貼りつける方がおられるとしたときに、裏面はもう全然分からなくなるんですよ、そのままですね。そういう意味ではお金もいろいろ掛かるかもしれないんですけども、これをこのまま真似せろというわけではないんですけども、できれば本町のハザードマップを随時見直していただいて、さらに住民の方に徹底をいただけるような内容にして欲しいと思います。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、三郷市のハザードマップということで冊子になっているっていうことでお見せいただきました。当町におきましても冊子内容につきましては、広報誌等を使いまして同じような広報をさせて周知をさせていただいている内容が載っておるかと思えます。しかしながら、当然冊子になった状態で各家庭がお持ちであれば、それはもうそれで一番避難行動の大切な1冊となることは十分考えられると思えます。今年度でございますけれども、長崎県によりまして長与川が水位情報の周知河川指定がされております。これに伴いまして、浸水想定区域図の作成をしていただくことになっておりまして、それが来年度、令和2年度には洪水ハザードマップという形で措置を講じていただくようになっております。当然そういうハザードマップが長崎県の方から示されますと、長与町におきましても現在のハザードマップを含めまして検討していくことになってこようかと思えます。そういうことで令和2年度におきましては、そういうハザードマップを含めたところで今後の避難行動に対しまして、新たなハザードマップとして使っていただくような配布を検討していく必要がございますので、その際には参考として、こちらの方も考えていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

ただ、ハザードマップですけども、今回の災害の中でハザードマップの不備というのが明らかになっております。そういうことで今後はハザードマップを住民に配布して、ネット上に公開するとかだけではなくて、ハザードマップは万能ではないということを住民の方にも是非徹底をしていただきたいということで、さらにそれでもこのハザードマップは充実をさらにしていくということをお願いしたいと思えます。

次に移ります。災害時の防災無線についてなんですけども、今回台風が直撃した千葉

県で、33市町のうち9割の29市町で防災行政無線が一時使えなくなったという報道がなされております。これは想定外の長期停電で非常用バッテリーが切れたりとか、暴風でアンテナが壊れたというのが原因となっておりますけども、さらにこれはもう御承知かと思えますけども、停電により電話はもちろんインターネットも何も使えない状況、そういう大きな混乱が起きております。そこでなんですけど、本町として災害時の停電による情報の停滞をどう捉えておられるかというのをお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

防災無線につきましては、ただいま議員が御説明いただきました地区につきましては、想定外のものが発生したものと私どもも認識はさせられるところでございますが、当然そこを計算した状態で、先程お話がありましたバッテリー等を防災無線にも設置して、まず72時間は対応できる体制。これがまず災害が発生したときに国からも示されておりますが、まず第一に必要な時間でございます。それに耐え得るだけの防災無線のバッテリー等をそれぞれに設置しておりますので、そういう状態の中で対応していく必要があるのかなというふうには考えております。ただし、昨今の大水害を考えた場合には、防災無線の設置されてる場所によりましては、どうしてもその防災無線が使えない状態等が発生することも考えられますので、やはりそれに対応するためには、人為的な広報活動であったり、消防団の方をお願いしたり、もしくは警察もそうでございますが、自主防災組織の近隣への居住者に対する直接的な声掛けが必要じゃないかということで周知の方を図るために協力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

今、言われたのは分かるんですけども、そういうときは多分もう想定外の災害ということで、自主防災の組織がいろいろ機能するかどうかというのもちょっと分からない状況なんで、ちょっと1つ伺いたいんですけども、今回、長与町地域防災計画をちょっと私読ましていただいたんですけども、通信障害が起きた場合に備えた防災計画というのは、ここに書かれてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

直接的に停電を想定した内容という形ではございませんが、先程も申しましたが、そういう必要なバッテリーであったり、そういう対応がとれるための県国を含めたところのバッテリー車の導入であったりとか、そういう形の協定等の中で対応するという形はとらせていただいているということで、詳細に防災計画の中に謳っているものではござい

せん。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりましたけども、今回の千葉県のとつで、各自治体がこの停電が起きたときの通信障害についての防災計画を策定をしている所が少ないということなんですけども、そういった面でこれはうち自体で、県もいろいろ国もあるかもしれないですね。是非そこから辺も含めて防災計画の中に入れていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次は、同じ情報発信の視点からということで、避難情報についてちょっとお伺いしますけども、本町は現在3段階になっておるんですよね。高齢者等の避難開始、2 避難勧告、3 緊急避難と3段階、これを私見て言ったんですけども、3段階。国では御存じのようにレベル5、5段階でされとると、その違いについてお伺いをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

まず国の方でございますけども、中央防災会議におきまして住民がとるべき行動を5段階に分けまして、情報と行動の対応の明確化という形で対応しております。警戒レベル3につきましては高齢者等の避難、レベル4におきましては全員避難。そういう形で避難タイミングを明確化し、警戒レベル5におきましては災害が発生したということでの位置づけをされております。長与町におきましては、避難勧告等に関するガイドライン等によりまして、警戒レベル1、2につきましては市町村では発表はいたしませんという形で対応をさせていただいてる状況です。その中で市町村が3段階に分けているのは、直接住民が避難していただく体制をとるための段階でございます。避難準備情報等、高齢者、先程、話があったよう要避難関係に対応していただくための避難の3段階の段階。もしくは避難勧告という形で住民の方に勧告を出して避難していただくための情報を流す。避難指示ということで強制的な法的な制度がございまして、その段階を避難勧告等のガイドラインに乗りまして皆さんにお示しするという形で、町の場合は3段階になっておりまして、発令をさせていただく状態です。国の方は発表という段階でございますので、そういう形で対応させていただいている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

もう本当に緊急で町民に知らせるときは前の1、2は省いてやると。分かりました。ただ、今回千葉県なんかも全部停電等でもう停滞しとるわけですね。そういうことが起きる可能性もあるということで、是非、防災計画の中にそれも織り込んでもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

次の質問に移ります。自主防災なんですけども、私は現在の自治会における自主防災組織が、実際の災害が起きたときに本当に機能するかというのはちょっと懸念をしているところです。それでまず各自主防災組織の活動について、町はどのように把握をされているかお聞きをします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

自主防災組織につきましては、令和元年11月末現在で45組織が設立をしていただいている状況でございます。この組織につきましては、毎年研修や情報交換をさせていただきながら、やはり自主防災組織が地域防災の拠点であるということで役割があることを考えますと、大切な組織だというふうに我々の方も考えておりますので、当然、我々としては、防災意識の高揚を目的としまして、ともに研修等含めまして一緒にやっていきたいというふうな考えを持っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

現実的な問題として各自治会の自主防災組織なんですけども、これは自治会においては毎年、役員が替わったりするわけですよ。そういうことで、なかなか本来の機能が実際問題果たせるかというのが私は一番の疑問であります。その中で現在、先程町長からもありました自主防災組織連絡協議会が作られておりますけども、もう一度、連絡協議会の活動についてお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今、話があったように45組織設立いただいた中で連絡協議会を作っていただきまして、その中におきましても、今言われたような確かに人員的な不足も発生しているような話もいただいております。研修会を重ねながらその対応策を練っていくという形で、その連合会の中でいろいろな研修材料を持ち寄って各組織の方で生かしていけるような対応を取っていくように検討を重ねている組織でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

なかなか難しいかと思うんですけども、先程言いました三郷市ですけども、ここも同じように各自主防災組織の上の組織で連絡協議会があるんですけども、ここはいろんな部会を連絡協議会が設けております。例えば訓練部会とか、講演をしたりとか、広報部会、ホームページ部会とかですね。こういうのを各部会が責任持って自主防災組織はも

ちろん、町民の方にも日頃からアピールをされとると。例えば三郷市では自主防災報を発行したりとか、住民の方に意識の高揚を図っておる。うちでも連絡協議会ではホームページにこういうのを作っておられるんですけども、常に単体の自主防災もですけど、連絡協議会も常に住民の方に意識を高めてもらうっていう活動が必要ではないかと私は思ってますので、いざ災害が起きたときに防災組織が機能しなかったというのであれば、絵に描いた餅になりますんで、是非強化を図っていただきたいと思います。

次の質問なんですけども、避難場所については今回またいろいろクローズアップされました。現在避難所は27か所ですかね。先程言われたんですけども、まず避難場所の老朽化とかキャパシティとか、その他物資等々の備品の備蓄等々について問題がないか。問題がないかという質問もおかしいんですけども、どう捉えておられるかお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

先程お話がありましたように指定避難所が27か所、福祉避難所が2か所、指定緊急避難場所としまして60か所指定をさせていただいております。自主避難等、避難準備高齢者等の避難開始のときには、現在5か所の避難所を開設させていただきまして、答弁にもございましたが、和室等を備えた設備である所で対応させていただいてるところでございます。備蓄品につきましても、飲料水、毛布等については、そういう形で対応させていただいている状況でございますので、自主的な避難のときは、問題はまずないかというふうに考えております。しかしながら昨今の災害を考えると、いつ長与町に起こってもおかしくないという状況の中で、現在私どもが何ができるかということで、やはり協定を結ばせていただいて物資等の確保ができる対応をとっていききたいと。それによりまして避難所におきます対応が十分にできるように今現在対応をさせていただいてる状況でございます。これについても昨今の事情を踏まえまして、各協定を結んでおります団体の方に今年はやはり確認をさせていただいて、どういう物がどういう経路で入ってくるのかとか、もし長与町で災害が起きた場合にその運搬的なものができるのかどうかというのを協定を結びました所にやはり確認をして対応するように、今年度におきましては話をさせていただいている状況でございます。しかしながら、全てにおいて避難所が十分に対応できるかと言われると、私どもとしましてもそれは十分ではないというふうに認識させていただいておりますので、それに向けてはいろいろな方法を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

なぜこういう質問をしたかと言いますと、これも台風19号被災地関連の新聞記事の中で避難所ごとに物資やスペースの質、量に大きな、自治体ごとに格差があったという

ことが報道されております。ある自治体では避難者数が想定を超えた。備蓄した物資が足らなかった。それであるにも関わらず、またほかの自治体では東日本大震災を教訓にし十分な備蓄をしていた。これはもうまさに自治体の準備不足で自治体の温度差、姿勢によって差が出てるということなんですね。本町においても、こういうときは多分もう長崎市も時津町もみんな一緒だと思います。本町では、そういう自治体が準備不足であったとかいうふうにならないように、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間が無いんですけども、もう1つ避難場所の件でこれもクローズアップされた件なんですけども、女性の立場で乳幼児を抱える場合とか、高齢者の対応、プライバシーの関係ですね。その点についても先程、町長の答弁にもありましたんで十分な対応をしていただきたいと思います。1つだけ福祉避難場所について、本町では2つの施設が書いてあります。のぞみの杜と特別養護老人ホームかがやきですか。2つ書かれております。こういう災害のとき、福祉避難場所として指定をしてあるんですけども、実際受け入れが起きたときに可能かどうかというのをちょっとお伺ひしたいんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

福祉避難所につきましては議員おっしゃいますとおりに2か所を指定させていただいているところですが、そこへの搬入可能の人員については、はっきりこう何人までができるというようなのができてない状況でございます。そういった場合に、例えば配慮を要する避難者の方が非常に多くなった場合につきましては、県の方でいろんな医療分野であったりとか、保健福祉分野におきます人的派遣の体制がとられております。そういったこともありまして、どうしても、どうしてもと言いますか、足りない場合は一般の避難所、中長期的に避難が継続する場合等もございまして、そういった場合につきましては、通常の体育館であったりとか、公民館とか、そういったのを臨時的な福祉避難所ということで指定をさせていただきまして、人的派遣を基にそういった配慮を要する方につきましては、対応させていただきたいというようなことでも考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

時間があまり無いので次に移りますけども、私が言いたいのは、最近の頻発する自然災害。想定外の強い風であったり、短時間に信じられないような雨の量が降るなど、大変な被害を日本中にもたらしておるということで、本町では30数年前の長崎大水害、それ以降は余り大きな自然災害が起きていないという状況で住民も含め行政もかもしれませんが、意識が低下してきてるのではないかと私は懸念しております。是非、住民も一緒になって、自らの地域で起こりうる災害と考え、準備しておく必要があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移らせていただきます。長与町の交通政策ということで、いろいろと質問したかっただけですけれども、地域における見守り活動ですね。先程各種団体からいろんな方が参加をされておるということを聞きました。ただ私が知る限りでは地域ボランティアの方なんですけれども、高齢者の方が多くて実際はもう本当もう頭が下がるんですけど、毎日その方達が見守りをされているということなんですけれども、こういう担い手不足と言われますか、その辺の長与町の現状の考えをお伺いをしたいと。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

今言われたように担い手不足っていうのは、この見守り活動につきまして、まずコミュニティの活動の一環の部分が多くございます。もしくはPTA等につきましてはそれぞれの学校の保護者の方が対応するわけでございますので問題はないかと思うんですが、この問題だけではなくて、やはり自治会、コミュニティ、そういう全体的な組織で見守りをやっていただいておりますのでございますが、その中で担い手不足という問題がかなり問題となっております。町としましてはやはり見守りだけの関係ではないんですが、先程も申しました昨今の災害の発生。こういうものにつきましては、やはり共助の部分でそういうコミュニティであったり、自主防災組織、自治会でございましたり、この交通安全に携わっていただいておりますボランティアの団体様が必要となってまいります。そういうことで、そちらの方の共助という部分を皆様に周知発信をさせていただいて、この担い手不足を何とか私どもの方としても大事な問題として捉えて対策をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

もう時間が無いんですけども、交通事故対策として1点お伺いします。北陽台団地前に今度大きな病院が建設されます。この道路は北陽台の子ども達200名以上が今通学をされてるということで、建設時には大型の工事車両が多く通ると想定されます。これは町として、安全施策として、行政として、どう考えておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

あちらの病院が出来るときに、まず最初の開発時点で交通安全に対する施策をちゃんと、当町と学校、あと警察等と協議を行ってくださいという事前の話はしております。その後、確認したところ、学校等にもいつどうするという話はいってると把握しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

安全対策については業者が行うかもしれないんですけども、これはしっかりと行政も常に見守っていただいて、大事な子ども達なんで事故が起きないように徹底をお願いしたいと思います。今回あまり質問できなかつたんですけども、新たな団地造成や大型の工事や病院の建設などに伴い、町内の交通事故防止が一層強化が必要と私は考えます。交通災害の撲滅を目指して、さらに充実した事故防止策を強く進めていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩します。

（休憩 11時34分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、岩永政則議員の①長与皿山窯跡の保存整備について、②長与ハザードマップと長与ニュータウン背後地の法面についての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さんこんにちは。それでは早速質問をいたしますが、質問の前に字句の訂正を1つだけお願いをしたいと思います。上から3行目の発掘調査を実施、整備についての見当。見る、当たると書いておりますけども、検討は検査の検討ですね。それに訂正方をお願いしたいと思います。2つとも、25年と29年に質問をいたしておりまして、今回は追跡質問という形で質問をさせていただきたいと思います。

まずは1つ目に、長与皿山窯跡の保存整備について。長与皿山窯跡の整備は本町の重要な政策課題であります。そのため発掘調査の実施、これは平成5年に調査が1回されまして、平成14年に報告書が発刊されております。もう1つは平成17年に調査がされまして、18年3月に報告書が出ておるところでございます。整備についての検討などが行われ、いよいよ整備に向けて、平成20年度から用地の取得が進められてきたところでございます。それから既に10年が過ぎました。町の資料なんですけど、土地開発基金の土地残高状況一覧では、取得済みが筆数で7筆、面積で2,079平方メートル、現在価格で1,540万1,912円となっております。そこで質問いたしますが、1つは、用地取得後の整備計画は具体的にどのようになっているのかお尋ねをいたします。2つ目、整備計画に必要な筆数と、面積及び地権者数はどのようになっているのかお尋ねをいたします。3点目、取得未済の用地交渉は誰がその掌にあっているのかお尋ねをいたします。4点目、平成29年度以降の用地交渉経過の状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。次に5点目、用地買収解決の見通しは、現在どのような状

況なのかお尋ねをいたします。6点目、長与皿山跡地の整備方針の決定は前町長のときであり、その決定に基づき用地買収に取り掛かり、7筆の2,079平方メートルが取得をされております。吉田町長は、この決定に基づき引き続き整備に向けて進めていく考えがあるのか、ないのかお尋ねをいたします。もしないようでしたら、既に買収している用地はどのようにしていくのか、お考えをいただきたいと思います。進めていくなれば、もう要らないわけですけどもね。

次に2点目なのですが、長与ハザードマップと長与ニュータウン背後地の法面についてであります。質問の中に字句が何回も出てまいります。1つは土砂災害警戒区域という表現が出てまいります。これは土砂災害の恐れがある区域という解釈でございます。それからもう1つは土砂災害特別警戒区域。これは土砂災害警戒区域のうち、建築物の損傷を生じ、住民に著しい危険が生じる恐れがある区域。こういう解釈の下に質問いたします。この指定につきましては県が指定をしておりますが、根拠法令としては土砂災害防止法であろうというふうに思うわけでございます。そこで質問に入りますが、ハザードマップは自然災害による被害の軽減、これが1つですね。軽減や災害対策。2つ目でございますが、災害対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所、経路などの防災関係施設の位置などを表示した図面でございます。長与ニュータウンは開発後40数年が経過をしておりますが、背後地の東側法面というのは住宅地から見て左の方に当たる所を東側ということで解釈をいただきたいと思いますが、昭和50年代に一部クラックが発生し、数億円を掛けて整備が行われてきた所で、町の水道タンクがあるその左側の東側の法面には、水の浸入を防ぐためコンクリートが吹き付けられ、また、かなりの部分に落石防止の網が張られております。また、これらの法面には樹木、草などが多数生い茂っている状況でございます。このような状況にありながらハザードマップの指定はされていません。一方、西側の右側ですね。西区の方なのですが西側の法面のうち、開発時に切土しコンクリートを吹き付けられた法面は、これも指定がされてなく、その他の山林のほとんどがハザードマップの土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域に指定をされております。これを踏まえまして質問をいたしますが、1つ、長与町ハザードマップはどのような事務手続きを経て決定されたのかお尋ねをいたします。2つ目、長与ニュータウンの背後地の切土法面は、そのほとんどが町有地であるが、水道タンクから西側の、タンクの右側になりますが、西側の山林は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されておりますが、どのような理由から指定されたのかお尋ねをいたします。3点目、同じく西側の開発時の切土法面は指定から除外されております。除外されているというのは指定をされていないという意味でございます。その理由は何かお尋ねをいたします。4点目、水道タンクを含めた法面及びその東側切土法面部分はハザードマップでは警戒区域から除外されております。これは指定されていないと先程申し上げました。どのような理由から除外されているのか、指定されていないのかお尋ねをいたします。それから5点目、この東側の法面には樹木、草、先程も申し上げました

ように草などが生い茂り、コンクリートの吹き付け部分に割れ目が生じているなどが考えられます。かなり大きな樹木もあり、このまま放置すると見る見る間に大きくなり、そこから水の浸入が考えられ、危険な状況が起きるのではないかと心配をされるところでございます。以前にも、このような趣旨の質問をいたしました、何の手立てもないようでございます。早急に法面に繁茂している樹木、草等は排除し、コンクリートの吹き付け等を行うべきではないのかと思いますが、お尋ねをいたします。6点目、住民の視点からは、開発時の切土法面こそ安全なのか大変心配をしているところでございます。この長与ニュータウンの東西の切り土法面は安全なのか。安全であればその根拠は何なのかお尋ねをいたします。以上、終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後1番目の岩永議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。なお1番目の御質問に関しては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは2番目の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。大きな2番目、災害時の課題ということで、長与町のハザードマップはどのような事務手続きを経て決定されたのかというお尋ねでございます。長与町のハザードマップは、長崎県が長崎県ハザードマップ作成支援システムを構築しておりまして、県が持っている航空写真あるいは地図情報、土砂災害警戒区域などを取り込んだものを利用し、長与町の方で作成したものでございます。現在の長与町のハザードマップは、平成30年2月に長崎県知事により長与町に土砂災害警戒区域が指定されまして、特別警戒区域の数は、現在のところ635か所が指定をされているところであります。これらの区域につきまして、従来の土砂災害ハザードマップを改正いたしまして、平成30年4月に全世帯配布を行いまして、危険箇所及び制度の周知を図ったところです。

次に2点目の長与ニュータウンの水道タンクから西側山林の土砂災害警戒区域等の指定の理由についてのお尋ねでございます。通称土砂災害防止法における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の考え方につきましては、先程申し上げましたように、あくまでも長崎県指定となりますので長崎県への聞き取り等でのお答えとなります。長与ニュータウン地区におきましての指定理由につきましてでございます。土砂災害の発生原因につきましては通常3種類ございます。そのうち長与ニュータウン地区におきましては、急傾斜地としての指定となっております。これは傾斜角度が30度以上で高さが5メートル以上。そういった複数の条件によって指定をされたところでございます。

続きまして3点目の西側切土法面の除外理由でございます。西側切土法面につきましては、前に述べました地形的な条件は合致をしておりますけれども、公共施設等管理者が明確であり、かつ風化防止対策が行われていることから、当初の調査から外れておるところであります。これは県といたしましても、危険箇所の数が非常に多いということ

から、まず自然斜面の宅地及び宅地見込み地を優先的に調査するというところでございますので、そこが優先的に指定が行われているということでございます。そのため将来的には管理された斜面も指定されるものと思われまじけれども、まだ長崎県内の全市町において調査が完了をしていないため、次回以降の調査で対応していくものと思われまじ。

次に4点目の東側切土法面の除外理由ということでございまじけれども、この東側切土法面につきまじても、先程述べまじした西側法面と同様の理由によりまじして、当初の調査から外れているところございまじ。次に5点目の御質問ございまじ。この東側法面につきまじしては、現在では議員が御指摘のとおり、樹木等が非常に茂っておりまじして、そういう状況も認識をしておりまじ。その対応といたしまじして、適宜現況調査を行いまじして、側溝排水柵等の清掃及び目地埋めなどの対応を行ってまじいる状況ございまじ。この法面処理につきまじしては、当初の法面施工時期を考えまじすと、おおよそ20年近く経過しておりまじけれども、施工部材でありますモルタル及び鋼材は20年以上の耐久性があると考えられておりまじ。今後は随時の調査、維持管理を行いまじながら、時期を見極め、財源等を研究し、施工方法につきまじして検討をしてまじりたいと考えておりまじ。

続きまじして6点目の長与ニュータウンの東西の切土法面の安全性についてのお問い合せございまじ。切土法面につきまじしては、民間業者から移管される際に、大学教授、自治会長、土木の専門家、町職員等で構成されまじした長与ニュータウン法面維持管理協議会というのを設置されまじして、各種調査及び安全対策工事を行いまじして移管を行ってまじきたところございまじ。また、その後の調査におきまじしても大きな変動はなく、安定した状態にあるということで、安全性は保たれてまじいるというふうに判断をしておりまじ。しかしながら、先程もお話ししまじしたとおり、引き取り後一定の年数も経過をしておりまじ。時期を見定めて、調査検討を行ってまじりたいと考えておりまじ。そして、各種情報提供等によりまじして、土砂災害防止のための対策推進を図り、土砂災害に対する認識の気運を高めまじして、地域住民の皆様が引き続き安心安全な住環境で生活できるよう検討を行ってまじりたいと考えておりまじ。私の方からは以上ございまじ。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、岩永議員の質問にお答えいたしまじ。1番目、長与皿山窯跡の保存整備についての1点目、用地取得後の整備計画はどのようになっているかの御質問につきまじしては、議員御承知のとおり、平成16年3月に長与皿山窯跡保存整備基本構想を策定しておりまじ。整備計画につきまじしては、基本構想の中では野外博物館と屋内博物館を整備し、焼き物の体験ができる体験工房を整備するとされておりまじ。しかしながら、用地取得が進んでおらず、基本構想策定時とは状況も変化しておりまじるので、整備計画の策定まじでは至っておりまじせん。2点目の整備計画に必要な筆数と面積及び地権者数はどのようになっているかの御質問につきまじしては、整備計画につきまじしては先程も申し上げま

したように策定しておりませんが、皿山窯跡につきましては、物原を含めて3,276平方メートル、10筆となっており、そのうち7筆、2,079平方メートルは取得済みで、3筆、1,197平方メートルにつきましては未取得となっており、地権者は1名となっております。3点目の取得未済の用地交渉は誰がその掌にあたっているのか。用地交渉は生涯学習課で進めております。4点目の平成29年度以降の用地交渉経過の状況はどのようになっているのかの御質問につきましては、平成20年度に7筆、2,079平方メートルを取得しております。未取得分の1,197平方メートルにつきましては、地権者の方と年に3回ほど連絡を取っております。しかしながら、3年前の一般質問でも答弁しておりますが、買収の協議までには進展しておりません。5点目の用地買収解決の見通しはどうかの御質問につきましては、先程申し上げましたが、まだ1名の方との交渉が整っておりませんが、今後も用地取得ができるよう努めてまいります。6点目の整備方針の決定は前町長のときだったが、吉田町長は継続して整備する考えはあるのかの御質問につきましては、本町に焼き窯があった歴史的事実を後世に伝えるためにも、遺跡として保存することが必要だと考えております。しかしながら、整備基本構想の中にある野外博物館や屋内博物館の整備につきましては、当時とは状況も変わっておりますので、変更する必要があると考えております。7点目の御質問であります進める意思がなければ買収している用地はどのようにするのかの御質問ですが、皿山窯跡につきましては、残りの用地も取得したのちに、町の文化財に指定し、管理保全に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

用地の取得後の整備計画でありますけども、今教育長から整備計画は無いということでございます。整備計画が無ければ、例えば相手方に用地を取得をさせてください。お願いしますと言っても、どういう範囲なのか。どういうものに使うのか。そういうことを尋ねられたら、答えようが無いわけなんです。先程言われたように基本構想の中には大々的なものを謳っておりますけれども、やっぱりそうでなくとも、一定の計画を持って用地取得には行かなければ、何に使うんですかと。教育長ね、尋ねられて、まだ分からんですよ。それでは売りましょう買いましょうにはなり得ないわけですね。だから、大々的なものじゃなくとも、現実に合った計画を一定持って、協議日程長引いてしまっておりますね。やっぱり相手方に説得するためには、そういう材料を持って行かなければ、これはもうだめですよ。だからやっぱり整備計画を、簡単なものでも作っていくべきだというふうに思いますけども、どうなんですか。作る考えはないですか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

今のところ、皿山跡地を遺跡として保全管理をしていきたいと考えております。そうなった場合に、町の所有として文化財の指定をかけて後々将来的にも開発が行われないようにしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

質問に入る前に、3点目と4点目に質問に入りたいというふうに思っておりますが、その前に。前回、私は29年の6月に質問をいたしましたね。そのときに、このような答弁がっております。今からちょっと言いますので、皆さん方も聞いていただければ、えっ、というふうに感じると思いますけども、1つは、平成20年度に4人の地権者との協議を行いました。3人と契約が成立をしました。1人は不成立でしたと。これはもう葉山町長時代の話ですね。今の勝本教育長はいらっしゃらなかったんじゃないですかね。それで次には、平成24年度用地交渉を再開をしたけども、契約に至らなかったという答弁がございました。これらは吉田町長になってからの話です。25年、翌年には地権者が土留め工事を計画をするということで、教委の対応としては、国土調査の境界線の復元調査を実施をしました。それをもって地権者と当たったんですね。そしたら地権者は納得をしなかったと。それで工事は中止をされております。こういう答弁でした。翌年の26年には、地権者の要望が出てきたそうで、防風林の伐採を実施したと。こういう答弁がされました。翌々年の28年には、地権者所有の柿の木を、どのくらいの柿の木か知りませんが、柿の木の苗木を教育委員会が誤って伐採をしましたと。よって買収協議が進展をしていないんですと、こういう答弁をされたんですね。そのとき私は、何らこれには再質問しませんでしたけども、よくよく考えてみますと、自らが交渉を難しくしてきたように感じるわけなんです。柿の木は切った。あとの手立てがどうなるか知りませんが、そこでお尋ねをしたいというふうに思うんですが、復元測量をして、相手と協議をしたというような答弁でございましたけども、復元の測量というのは誰がしたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

測量は業者に依頼をして、復元をしていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

そしたら正式な土地家屋調査士等に照会をして、教育委員会がですね。当然、相手の都合によってお願いをされたわけですから、その経費は当然地権者持ちだというふうに思うわけなんですけども、納得をしないという理由は何だったんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

国土調査で承認印というのを押しているかと思うんですけども、それを自分が押していないというお話だったみたいなんですけれども、実際はその御家族の方が押しているということで、その境界というのは正式なものだと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

そしたら、その相手の勘違いというか、例えば現地で何人も立ち会って、国土調査をしますよね。そのときに、ここでいいんだということで杭を打ちますですね。それをもって測量して現在の国土調査が終了して、認証登記も終わって、現在おるんですが、それを今管理をしているわけですよね。税務課で今していると思うんですが。そういうものが勘違いか何か知りませんが、その承認をしていないと言いながら、承認はしていたということで。それならばですね。そういうことをもって、再度、納得のいくような協議をされたんですか。どうですか。そのままほったらかしておるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

先程の教育長の答弁もありましたように、年3回の連絡は取ってるんですけども、実際のところ、その交渉の場というのにはまだついておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

4点目に、柿の木を伐採したということでございましたけども、普通、誤って、苗木でも何でもそうなんですけども、誤って苗木を切ったらですね、伐採したら、できるだけそれ以上のものを、やっぱりすぐ対応して植え替えてやるとか、そういうことも当然のことだろうというふうに思いますけども、どういう対応されたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

草刈りを委託した委託先が、土地の所有者の柿の木を切ってしまったということで、その柿の木を買ってきてその分の請求書をくださいということで、地権者の方とは了承いただいております。それで実際に買ってきて植えたのかっていうのを、数日前に私も現地に確認に行ったら、植えてなかったの、その委託先の草刈り業者に確認を取ったところ、何度か催促はしてるんですけども、まだ地権者の方からの請求というのが届

いてないということで、話を伺っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

要は植えてないということですよ。業者をお願いしたわけでしょうから、業者の方で対応させて当然それはいいんじゃないかと思うんですが、その辺りの追跡をきちっと、やっぱり確認をしていくべきでなんですね。人間はやっぱり感情がありますのでね、誤ってした方が弁償なり、あるいは植え替えなりをしていくのが当たり前の話なんですね。発注元は教育委員会ですから、委員会が対応していくべきだというふうに思うんですね。これは苗木を切ったりしてですね。感情論になる前に、教育長謝りに行かれましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

いえ、謝りには行っておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

その辺りからですね、やっぱり用地交渉というのは非常に難しい面がありますよね。これはお互い心があるわけですから、そういうこじれるようなものがあれば早くそれを排除して正常に戻して、それからやっぱり再度スタートしていくという。そういう謙虚な立場が必要じゃないかというに思いますので、その辺りは教育長の責任ですから当然、対応をして正常に是非戻すようにしていただきたいというふうに思うわけなんです。今言いますように用地買収というのは、私もだいぶ過去経験がございますけども、これは精神的にも非常に苦勞します。大変な仕事なんですよ。事業課も今おられますけども、そういう用地交渉は大変なことだということも町長、これは認識をして職員の指導もしていくべきだというふうに思いますけれども、先程、教育長から野外博物館とか基本構想等でそういうものがあるということを言われましたけども、私も記憶にありますけれども、今まで大体町としての簡単な計画というか、考え方からいきますと、窯の復元、例えば110メートルなら110メートル全部じゃなくともいいわけですね。5メートルでも50メートルでもいいじゃないですか。例えばですね。そういうその窯の復元とか、ここに小さい道路しかないもんですから、手前の方の区画整理の方から新たに狭い道路でもいいから入れたらどうかという考え方。あるいはその駐車場の整備とか、あるいはその休憩所、駐車場、そういうものは少なくとも整備をしていくべきであるだろうと、こういうふうな考え方で私は来ておったんじゃないかなというふうに思うんですね。そんな基本構想で野外博物館とか、誰がそういう形にしたのか知りませんが、そんな大掛かりなものじゃなくして、今言ったような簡単なものでもいいから、やっぱり

できるものから順次進めていくべきだというふうに思うんですね。そういう何か大々的なものでもなくしていいから、そういう計画を早々に、もう1回考え直していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけどもね。教育長、どう考えますか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先程も言いましたように、一応みんな土地が取得できたら遺跡としてということで、先程の答弁のとおりでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

現在の用地の2,079平方メートルで位置的ものを考えますと、未買収はどうも真ん中に位置するんじゃないかなと。上下を買収して、例えば真ん中が未買収のですね。そうしますと、この未買収が交渉が成立しませんでしたと、上の方は利用価値が無くなっていくわけですよ。何に使いますか、上をね。結構広いんですよ、広いですね、半々ぐらいあるというふうに僕は思うんですね。だから、努力すべきものはやっぱり最大限努力をして、そうすることによって上部の方の利用も可能になっていくわけなんですからね。真ん中が買収不能で、そのままにして、ほったらかしにしますと、下も上も何もならないような、特に上はですね、そういう状況になりかねないという状況なんです。この点、町長ひとつ長年の懸案であるようですので、副町長も交渉等には慣れておられるんじゃないかと思っておりますので、教育委員会に一任せずに、町長以下、教育長ですね、副町長も含めて、慣れたものがやっぱり行く必要もあるんですよ。また人間関係もありますよね。特に苗木を切ったりですね、国土調査もできずに、石垣もできずにおると。こういう状況になりますと感情的にもなりかねないということがありますので、町長に出で行ってくださいよとは言いませんけども、私もだいぶしましたが、当時の助役とはしょっちゅう行っておりましたが、町長とは1回も行ったことはございません。引っ張り出しはしませんでしたけどね。副町長は相当慣れておられますので加勢をしていただいで、一緒になって是非解決しなければ、今言いますように真ん中が解決しないと上は何にもならないわけなんです。こういうことも考えながら是非、指導力を町長持っていたきましてね。頑張っていたきたいと思っておりますが、決意のほどを。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

岩永議員のお気持ちもよく理解できるところであります。ただ、残念なのはですね、地権者の方がお1人、最初のところからちょっとボタンの掛け違えと言いましょかね。その前までは駐車スペースも取れるという計画が大体想定されておったわけでありませ

けれども、時間が経つにつれて、その駐車スペースの所も、もう家のはまってしまうというような形になってるんですね。従いまして、この部分につきまして駐車スペースが取れなかった場合はどうやってあの狭い道に行くのかということもございますので、その辺りもありますので、今後残された1人の地権者ともまた今後も交渉が続きますので、そのあとこの歴史的事実である窯跡。こういったものをどういうふうに残していくのか、それは教育委員会とも十分話をしながら検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

是非、頑張ってくださいまして、目的達成のために御尽力いただきますように、私からもお願いしたいというふうに思います。

次に2点目のことなんですけども、先程の西田議員の質問の中で出てまいりましたように、また答弁でありましたが、ハザードマップの箇所は635か所ということで、お聞かせをいただきましたけども、ずばり聞きますが、ニュータウンの南公園、あるいは西区の公民館がありますけども、その裏側の山はほとんど全部警戒区域、特別にも入っておりますね。それからその下の住宅地まで入っております。全部でニュータウンが約50戸ぐらいですね。住宅地まで入っておるように黄色に塗ってありますのでね。特別警戒区域に入っております。こういう所の方々は、この特別警戒区域に入っておるということは知っておられるのでしょうか。あるいは事前にそういう説明をされて、こういう色を塗ってきたのか。これは全町的にこのマップを取り寄せまして見ましたら、町内の相当な住宅地が、宅地そのものが特別警戒区域ですよ。危ないんですよと、お宅の土地は危ないですよということを表示をしてあるわけですね。当然、指定の前から、そういう考え方をお知らせをして、できれば了解を得ていくべきだったろうというふうに思うんですが。まあ、そうされておるんじゃないかと思えますけれども、その辺りはどのような経過で、現在の指定区域を色で表示をされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

こちら、県の方に確認したところ、このイエロー、レッドについては、基本的には、まず自治会等にお話をして、特にレッドに係る部分の宅地の方については、個人宛てに個々に通知を行いまして、その旨周知を行ったということになります。説明会をどこかで開いたというわけではなくて、みんなに見てもらって閲覧期間をもって、皆さんに確認してもらったと聞いております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

私もこの図面を見て、まずびっくりしたのが2、3点ありますけども、まず1つはそれなんです。宅地まで色を塗りますと、いろいろこう状況の変化がありますのでね。例えば宅地の評価をする場合に、ここは特別警戒区域ですと。非常に危険な場所なんですと。こういう表示をされましたら、私もそうなんですけど、あまりいい気持ちはしない。気分的にはあるいは実利的にもおもしろくないだろうと思うんですね。開発によって安全だと言って、そこの用地を購入をされて、本当に苦労してお金も払って、私も同じなんですけど払ってきたわけですね。ところがあつという間に特別警戒区域ですと。非常に危ない宅地なんですと。こういう表示をされますと、本当にええつという感じで住民の方は思われるだろうというように思うんですが、そういう住民感情等は、何か県の方の考え方、聞かれておりませんか。また、いざとなると、例えば売買するような場合にこの土地の価値観というのは、また下がっていくだろうと。安全だという所と、安全じゃないと全く違うわけですのでね。その辺りの県の考え方を聞いておりませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この考え方について、直接県の担当者等の話は聞いておりませんが、土砂災害防止法の一番最初に、この法の制定となった背景理由があります。それにつきまして、ちょっと読ませていただきたいと思います。これにつきましては、土砂災害が毎年のように全国で発生しております。その中で人々の暮らし、これに大きな被害を与えてきているということで、また新たな宅地開発等により危険な箇所も増えてきている。そのような土砂災害から人命を守るために、土砂災害防止の工事のハード事業と併せて、危険性のある区域を明らかにすることによって、ソフト事業ですね。あくまでも二本立て。ハード事業はハード事業として動いていく。こちらの土砂災害防止法につきましては、あくまでもソフト事業として、住民の周知で安全安心するために、とにかく、今の現状を皆さんに分かってもらうという観点の下から整備されたものと聞いております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程から触れておりましたが、このハザードマップそのものが2つありますということをおし上げてきたんですが、今も中尾課長からもありましたように、1つは被害の軽減ですね。質問のときも申し上げましたように被害をやっばり住民の人に知らしめると、意識付けを高めていくということが1つあるというふうに思うんです。もう1つは、このマップで上げることによって災害対策を行うための資料に使っていくんですよという二面性があるようなんですね。このハザードマップには。そうしますと、先程からある箇所を明示して質問しましたが、例えば西区の奥のそういう所が特別警戒区域に入っているということであれば、それを想定しながら、その下流の宅地まで色を塗ってある。

そうしますと、もう1つは、そういう災害対策に利用していくという対策面の、ハードな面の計画がセットされなければ、住民は納得はできないんじゃないかと。ただ単に、色を塗って、はい、これが非常に厳しい区域なんですよということだけでは、住民は納得しないだろうと思うんですが。何か、指定をされたことによってハードの面の計画がそれぞれ出てくるのか。あるのか。その辺りを確認の意味で質問したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この通称土砂法ですけど、これにつきましては、何度も申しますとおり、あくまでもソフト事業という国県の考え方があります。直接的なこの法によるハード面の工事等ですることは基本的にはありません。ハード事業としてあるのが、こういった所であれば砂防の事業とかですね。河川の事業、急傾斜地事業、ほかにも治山事業とかですね。これはちょっと部局が変わる部分がありますけど、それぞれの各法律によってハード的なものは、やっていくということ。何度も申しますけどソフト事業という考えでこれを行っていくということになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

ハード面は無いと。もう言い切りましたのでね、よく覚えてってくださいね。私もよく覚えておきますから。私は違うんじゃないかなというふうには感じておりますがね。対応は様々な法律をもって対応していきますけれども、このマップというのは先程言いますように被害の軽減と、被害をそこにマップですることによって災害対策をこうしていくんだというような、そういう資料にこのマップを利用するという両面があると先程申し上げましたので、その土砂災害防止法でいきますと今、そのものは無いということでは言われましたけれどもね。私もよく覚えておきますから中尾君もよく覚えていただきたいと思います。私は違うんじゃないかなというふうに思いますけどね。そうしますと、このマップというのを作成して、ただ色を塗って住民にそれを全戸に配布をして、ここは危険ですという形で住民の気持ちを煽るようなものでしかないんじゃないかという感じさえ私はするわけですが、その点、どういうふうに思われますかね。違いますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

確かに、この防災マップにつきましては、ソフト面ハード面という部分がありますが、ソフト面につきましては、長崎県の方でそういう基礎調査が行われた結果を公表されまして、それにつきましては住民の方に周知していただくために、これらの事項を掲載したものをハザードマップ等印刷物を作成しまして、配布し必要な措置を講じることとい

う形で、長崎県の方がなっている部分がありまして、それにつきましては住民の感情もございしますが、マップを作成し災害が起きる前にこういう危険地域におられる部分につきまして自覚していただきながら、やはり自分の命を自分で守る体制を取っていただける資料として、活用していただく部分もソフト面としてはあると私たちも認識しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

マップにつきましては以上で終わりたいと思いますけども、問題はマップと絡まったニュータウンの背後地の法面の安全性について私は問いたかったわけなんですけど、先程町長からも答弁がありましたように、現在は水道タンクの左側の大きい法面のすぐ横に網で防護柵をしておりますね。前の答弁で別の法枠工の覆い式の、これはもっと左の方の下段の方にしてあるわけですね。それと水道タンクとの合い中の、中間までだろうと思えますけども、1回ですね。このくらいの大きい石が水道に行く道路の通路の所に落ちてしまった経過があるわけです。西区の方の切土法面にも大きい石が1回落ちてきたのを記憶しておりますけども、その後15年以降は、そういう現象は現在あってないような感じがしますが、問題は法面に網を張ったその上の一番頂上までの物が、3分の1ぐらい面積的にはあるわけですね。それとの中間にありますけども、年々、木は大きくなっていきます。本来は、開発の終了にはコンクリートで全部覆ってしまっていたわけですね。ということは、そこに水が入らないようにするために、コンクリートの吹き付けを全部しておいたわけです。これが割れたりしたなんかしたかですね、種子等が飛んで、水があつてそこに土地があつて、空気があれば、木は生えるわけなんです。だんだん、だんだん大きく、1年1年大きくなってきますのでね。私が一番心配するのが、この木というのはこういうコンクリートでも割る力がありますのでね。そこから水が入って本来の隠さなければいけない所から水が入って崩落に繋がりがかねないと。こういうことが一番心配をされるわけです。住民の皆さん方も、そういうことで木がどんどん生えているけれども大丈夫だろうかということですね。私もそう思いますしね。そういう心配があるわけです。もう開発が昭和48年ぐらいに終わりましたね。49年ぐらいから人が張り付きました。私も51年3月に入居しましたけれどもね。もうそれから40年ぐらいなるわけです。40数年ですね。そうしますと、その劣化もだんだんだんだん進んでいくわけでございますので。この点、十分ですね、現地を見ていろいろ目地をしたりという答弁がありましたけども、私の見る目ではそういう形跡は全く見えないんですよ。いつしたのか。したならば、いつ幾ら投資をしたのか。その辺りも尋ねたかったんですけど、尋ねはしませんけどもですね。40年以上経過をしておりますからね。十分現地を見て、本当に住民が安心して暮らしができますように、是非、抜本的な対応をすべきだというふうに思っておりますが、最後に町長の見解を求めて終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も、今岩永議員がおっしゃるように、心配で一度登りまして、隅から隅までずっと見て回りました。上の方がワイヤーで張ったりしておりますけれども、確かに草木が生えている所がございます。この分については、特に6月の一斉清掃のときに、ニュータウンの方が出ていただいて、草刈り等していただいておりますけれども、特にセメントで吹き付けの部分につきましては、今後も十分注視をしまして、安全安心して暮らせるように、地域の皆さん方にこうしたマップが目に入るかと思っておりますけれども、あくまでも、これは自分の体は自分で守らんといかんということでもありますけれども。ただ、長与町としてはしっかり、その辺り安心安全のために調査研究していくと、そしてまた対策も打っていくということにしておりますので、安心できるような体制を作っていくと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今、町長答弁いただきましたけれども、是非住民の皆さん方が毎日楽しく安全安全で暮らせますように、抜本的な対応をお願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで岩永政則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時55分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、竹中悟議員の①議員定数削減及び報酬について、②インフラ（公共施設を含む）整備の優先順位についての質問を同時に許します。

14番竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

皆さんこんにちは。質問に入ります前に、去る10月これまでに経験したことがない台風に被災をされました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。1日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回の①の質問につきましては、6番を省きまして、実際でありますと議会で対応する仕事であります。しかしながら大変町長としてはお答えがしにくいということは、私もよく承知しておりますが、議長の許可をいただきましたので質問いたします。また、②の質問につきましては、冒頭申し上げました、これまで経験したことのない災害の教訓としての質問でございます。それでは質問に入らせていただきます。

①議員定数削減及び報酬について質問をいたします。4月に執行されました統一地方選におきまして、我が町は無投票となりました。全国的に政治離れによる住民の意識が選挙に対し希薄になっていると思います。我が町では過去8年前の選挙戦において締め切り30分前のどたばた立候補届があり、未だに住民の話題となっています。また、今回も30分前の辞退届。議会のレベルの低さを指摘されているところでもあります。そこで質問をいたします。①無投票選挙について町長はどのように感じ分析をされておられるか。お尋ねをいたします。2つ目、選挙管理委員会の日常の活動はできているのかお尋ねをいたします。3つ目、今後どのような対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。4つ目、これが一番町長としてお答えにくい部分だろうと思いますが、議会改革について行政はどのような評価をされているのかお尋ねをいたします。5つ目、議員定数の削減は考えておられないのかお尋ねをいたします。このことについても通常でありますと議会で論議をするところでありますが、他町では、理事者側の上程というのもなくさんあるようでございます。6つ目に、報酬について現在の報酬が適当であるかということについて、どうお考えかお尋ねをいたします。

大きな2つ目といたしまして、インフラ（公共施設を含む）整備の優先順位についてお尋ねをいたします。先程申し上げましたように今年10月、これまでに経験したことがない台風が発生し、甚大な被害を被りました。住民の安心安全、快適な安定した生活を送るためのインフラ、環境整備を行うのが行政であります。町では、今後新設公共施設及び道路改良を含め多くのインフラ工事が堆積をしています。公共施設管理物件については、3年前施設カルテ対象施設が公表されましたが、まずは住民の安心安全を優先すべきと思います。公共施設に対する優先順位をお尋ねをいたします。1番目、町におけるインフラ整備及び施設建設の優先順位はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。2つ目に、地球温暖化により想定外の災害が起こる可能性が高い緊急避難施設を含む防災対策拠点施設が最優先と考えますが、どうでしょうか。3つ目、今、図書館建設の声が一部から出ておりますが、順位はどの辺にあるのでしょうか。また、参考までにお尋ねいたしますが、建設費、維持管理費については大変な負担が予想されます。現状の我が町の財政力で対応ができるのかどうか、お尋ねをいたします。4つ目、今後図書館を含め公共施設については、研究対策拠点施設を最優先にした複合的な機能を持った施設で、時間を掛けて慎重に検討すべきではないかと私はと思いますが、どうお考えでしょうか。これについて、質問をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは竹中議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。1番目、議員定数削減及び報酬についての御質問でございまして、1点目が無投票選挙について、町長はどのように感じているのかというお尋ねでございます。今年4月

に執行されました長与町議会議員一般選挙は、1人の立候補者から辞退の届出がございまして、定数どおりとなったため無投票に終わったことは御案内のとおりでございます。投票が行われなかったことは誠に残念に思っております。立候補は自由な意思の下に行われた結果でございますので、私としては事実として受けとめております。一方では3名の議員が新たに選出をされておりました、新体制による議会運営のさらなる発展を期待をしているところでございます。全国的に見ると、なり手不足から議員定数に欠員が生じるなどの事例も見受けられまして、議会運営に影響を及ぼすことが懸念をされておるところであります。次回の町議会議員一般選挙では、1人でも多くの立候補者が現れることを願いますとともに、立候補者が絶えない魅力ある議会を追求され、住民の皆様方の負託に応える議会運営に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に2点目でございます。選挙管理委員会の日常活動はできているのかという御質問でございます。選挙管理委員会の定例業務といたしまして、定例会及び臨時会における議案の審議、各種研修会での事例研究、高校生に対する選挙講話など、適正な選挙執行に向けた知識を習得し、投票率の向上に繋げるよう取り組んでおるところでございます。

3点目の今後どのような対策が考えられるのかという御質問でございます。定数を超える立候補がなされる。そのためには、まずは政治への関心を高めていただくことが重要であると認識をしております。政治への関心を高めるためには、行政や議会政治などについて、それぞれの立場で引き続き町民の皆様に対して発信していきながら、町政への理解を深めていくことが肝要ではないかと考えております。

次に4点目でございます。議会改革について行政はどのような評価をしておられるのかという御質問でございます。町議会におかれましては、「町民とともに」を基軸といたしまして議会基本条例を制定するなど、町民に信頼される議会づくりの実現に向けまして各種の取組を行う中で、議会改革を進めておられることと思っております。議会報告会や広報モニター、住民懇談会など様々な活動を通じまして、町民の皆さん方の意見を聴取し、また、議会活動の情報を町民に発信するなど、その取組は、議会基本条例の目的とされる町民の負託に応えると同時に、豊かな生活の実現と町政の発展の寄与に繋がっているものと受けとめております。

次に5点目の議員定数の削減は考えていないのかというお尋ねでございます。議員定数の削減は、民意を反映させるための主要な意思決定を行う住民の代表者が減少することにもなっておりまして、さらには議会運営にも大きく関わる問題でもございますので、慎重な議論が求められるものであると認識をしております。本町の議員定数は16名でございますが、類似団体を比較してみますと16名未満の自治体では3自治体、そして16名以上の自治体では8自治体という状況で、本町の定数は多いとは言いがたい状況にあると考えております。定数の削減は、議会の機能の低下や議会運営に及ぼす影響などが懸念されます。議員定数に係る議論は、今後とも慎重な対応が求められるものと認識をしております。

次に6点目の報酬について適当と考えるかという御質問でございますけれども、報酬の額につきましては、全国町村議会議長会が示した町村議会モデル。これを参考にしてまいっております。議決事項でもございますので、現在のところは適当ではないかなと考えております。しかしながら、一方では近年の議会活動の多様化、活動日数などの現状を踏まえ、報酬審議委員会に諮問するなども今後は必要じゃないかと考えております。

続きまして大きな2番目、インフラ整備の優先順位についてのお尋ねでございますが、国は経済財政運営と改革の基本方針の中で、施設を新しく造ることから賢く使うことへの転換を打ち出しておるところであります。この点を踏まえますと、まずは施設をどの程度の期間利用していくのかを見据え、今ある施設を安易に更新するのではなく、長く使い続けるという視点が必要ではないかと考えております。具体的には施設の点検、診断を的確に行い、それに基づいた維持管理、改修を行うことで長寿命化を図りつつ、目標とする使用年数が到来するものにつきましては、更新について検討をしてみたいと考えております。整備に係る優先順位でございますけれども、これは3つの観点から考えております。1つは施設の劣化状況、2つ目が用途、3つ目が利用状況。この3つの観点から総合的に判断をしていきたいと考えております。劣化状況につきましては、一昨年度実施いたしました劣化状況調査の結果を基本といたしまして、用途につきましては、災害時の防災拠点となる施設や避難所に指定されている災害対応施設を優先するとともに、さらに施設の利用状況につきましても、判断材料の大きな1つとして検討をまいります。また、道路、橋りょう、公園などのインフラ施設につきましては、既に策定しておりますそれぞれの長寿命化計画等に基づき計画的に整備をしてみたいと考えております。

次に2点目でございます。防災対策拠点施設が最優先ではないかという御指摘でございます。指定避難所や緊急避難場所につきましては、専用の施設は無く、町の公共施設や町内にある大学などの施設を現在は利用している状況でございます。先程申し上げましたとおり防災対策拠点として利用している施設の優先度は高いものと考えております。劣化状況調査の結果等を踏まえ、これまで拠点として上げられております町民文化ホール、長与中学校体育館、上長与体育館、洗切小学校あるいは北小学校、これらの屋根防水に係る大規模改修工事などを現在のところ実施をし、進めておるところでございます。今後につきましても、劣化状況調査の結果をベースにいたしまして、災害対応施設を優先とした整備計画を検討をしていきたいと、そのように考えております。

3番目の図書館の優先順位と現在の財政力での対応が可能なのかという御指摘でございます。図書館につきましては、建設年度や劣化状況からしますと、現在の図書館はかなり老朽化しておりますので最優先の課題ではないかと考えております。しかしながら、図書館整備に係る補助金の活用が見込まれない中、今、竹中議員が御指摘されたとおり建設費についての町の財政負担は大きいものと考えますし、維持管理費につきましても施設規模相当の負担が想定されるところでございます。新図書館の整備計画が具体化し

ていく中で、その機能に応じて様々な財源の活用可能性について、これからも研究をいたしまして、財政の健全性を損なうことがないように十分検討してまいりたいと考えております。

次に4点目でございます。緊急対策拠点を最優先とした公共施設の複合化ということでございます。公共施設等総合管理計画にお示ししておりますとおり、施設を更新する場合には、機能の集約化、複合化の可否についても検討してまいりたいと考えております。新図書館につきましては、町中心部の小高い丘を建設予定地としております。基本構想におきましても、災害避難場所としての機能を併せ持つ施設を想定しております。そのほかの施設につきましても整備着手の時期を想定しつつ、立地や役割に応じて災害の際に活用できる機能も含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは順を追って再質問をさせていただきたいと思います。2点目につきましては、先程も午前中に西田議員が大変詳しく質問をされておられました。少し類似する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、議員の削減と費用ということで、1番目の選挙に対して、今やはりこの無投票というのは非常にやっぱりよろしくない、これはもう皆さんよくお分かりのことだと思います。ですから逆に、やはり住民の方にどうやって選挙ということを認識付けるかという意味におきまして、逆に明確な条例を設置したらどうかと思うんですね。例えば議員立候補の資格の厳格化を住民に分かりやすく項目を列記する。これは例えば、ほかの行政体ではやってるわけですがけれども、民生委員、保護司、消防団長、それから裁判所調停委員などですね。この方たちの選挙運動は禁止されてますね。そして条例において、この方たちの立候補も余りよろしくないという状況があるわけですね。こういうことを住民の方はしっかり御存知なのかと思うんですね。ですから逆に、今、選挙をするためには、日本国民であること、25歳以上であること、そして地方議員におきましては、その地域に3カ月以上在住する者と、これだけの資格があれば誰でも選挙には出れるわけですね。しかし出る権利はあっても、皆さん簡単には出れないですね。やはり環境づくりをしなくちゃいけないし、そういう部分では逆に公務員の方がもっと難しいですね。試験がありますからね。議員は試験がありませんし、出るのは非常に門戸が広いと思うんです。そういう面から見ても、逆にこれを厳格化をしまして、皆さんに周知すると。それによって、要は皆さんの注目をいただく。そういう方法もありかなと思ってるんですね。それについて明確な、条例までいかなくても、そういう規定を皆さんに周知するような形がとれないかどうか、それについてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それではお答えをいたします。まず、条例ということでの御提案でございます。もちろん選挙につきましては、公職選挙法という法律に基づいてその中に全てが規定をされております。その中で条例委任できる事項については、本町でも条例を制定しているという状況でございます。選挙を意識付けをするという意味合いでの、いわゆる兼職禁止の職、今おっしゃたのが、そういったのを分かりやすく表記をすることで選挙の関心を高めるということでの御質問だと思いますが、総体的に見まして選挙に関するところで、この兼職の禁止につきましても規定できる旨、できない部分というのが実はございまして、裁判に拠ったりして判例によるというものもございまして、なかなか条例に落とすということが正直難しいと考えております。しかしながら、今回意識付けという観点の趣旨でございますので、皆様が立候補予定者説明会に御出席いただきますが、そういった中で周知をしている内容、こういったのは、例えば条例以外の部分でホームページを通じてだとか、こういった形の周知は可能であるかなというふうに感じております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

条例は、はっきり言ってなかなか難しい問題と私も認識をしております。ただやはりそういう明確なことを住民に知らせるといことは、大変大切なことだと思うんですね。これは選挙に行く方法にしてもそういうことだと思います。

次に、今日は選挙管理委員の委員長が御欠席でございますので、なかなか中まで質せないわけですが、今のこの選挙管理委員会の活動がなかなか見えにくいという感じがします。選挙の執行の際にはいろんな部分でポスターを貼ったり、いろんな広告類が出ますが、日常の場合はほとんどそれが無いわけですね。そうしますと、やはりどうしても選挙だけのための選挙管理委員会。もちろん目的はそうなんですけど、この啓蒙活動という中で、どういう活動をされておられるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

選挙管理委員会における周知、啓発についてはどうしても選挙前、選挙期間中においては必要な制度等の周知がございまして、そこに集中します。また、そこでやるのが、より効果的だということで、その時期での広報活動というのは特に集中してるような状況です。そのほかの期間について、広報活動という意味合いにおきましては、例えば、高校での選挙講話でありますとか、大学に行って住民票の異動のチラシを配布したりとか、ここら辺は県との連携の中でやってるわけなんですけども、特に今、若年層の投票率の低下というのは、ピンポイントでどうにかしないといけない。こういうことか

ら、そういった活動に取り組んでいます。このほかにも、もちろん次期の選挙に向けての準備、こういった取組をやっているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今年度の参議院議員から18歳以上の投票権というのが設定をされたわけですけど、今おっしゃった中では、今までとそう変わらないわけですね。だから住民にどうやってそういう形を知らせるのかというのは、やっぱり選挙管理委員会の1つの大きな私は仕事だと思ってるんですね。ですから、今後どのような形で要はそういう啓蒙活動をやっていくのか、それについて具体的なことはなかなか難しいと思いますが、いろいろ選挙管理委員会で会議などが開かれておりますし、内容なんかも私たちが全然存じ上げない。だから今後どのような活動をやっているかと思っておられるのか、お尋ねをします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今後の活動ということでございますが、先程申しました今現在、取組が全国的に言いましても、実は28年の統一地方選挙のアンケートが国の方で取られてます。そのときにやはり「選挙に余り関心がなかったから」というのが一番大きい理由でございます。また、投票に対する意識。選挙というのは選挙権でございますが、投票は義務ではないからというようなところから投票に行かないというような感覚のアンケート回答が多かったということでございます。特に若い方を中心にこういった意識が多くあるということで、政治への関心を高めていくためにはどういった手法を採っていくかというところで、この辺は町単独でするのもなかなか難しい部分もありますので、県の枠組みを使って一斉に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も質問をしながら、これは大変なかなか難しい問題。要は議員、議員と言いましても私達は地方議員でございます。二元代表制の中の地方の議員と、議院内閣制の国会との違いというのがよくお分かりにならない方もたくさんおられると思うんですね。要は議院内閣制の場合は自分で予算を、実権を握る。しかしながら二元代表制の場合、私たちは全然その予算に対する執行はできない。その執行者である町長辺りの監視と提言というのが私たちの仕事なんですね。ですから、それについて住民の方にどういう形で、ものを作ったり、いろんな形で事業を作ったりということを私達が直接携われないので、住民の方がなかなか知りづらいという部分は確かにあります。その辺はやはり私達も含めて行政側もやはり努力しながら、住民の方に周知をしていくということは大切なこと

だと思ってます。

それでは4番目の議会改革についての評価。これもなかなか行政側としては言いにくい。それはよく分かります。これは私も実は4年ほど前、同じような質問したんですよ。しかしながら、やはり回答がなかなか難しいと思います。逆にこの次の5番、6番の議員の削減と、それから議員報酬の問題もありますね。今少しだけ議会の今やってる状況を、私が少し違和感持っている今状況を敢えて皆様方に話をさせていただいて、そして、議員削減とそれから定数削減と費用の、要は適当であるかという判断をしていただく資料として少し話をさせていただきたいと思うんですね。今、議会改革では、実を言いますとこの議会改革というのは、憲法上でも、法的にも全く出てこないんですよ。要は私たちの仕事は先程申し上げました二元代表、地方自治体におきましての2元代表制というのは、私達の仕事はあくまでも住民から直接選挙をいただいて、そして負託を受けて要は行政の監視、それと提言なんですね。これだけなんですよ。議会改革という文章は出てこない。しかしながら、議会改革をやりながら住民の皆さんの理解をいただくということは大変大切なことですので、これを多くやっているわけですね。そして5番に続ける言葉としまして、今回、議場コンサートをいたしました。私も昨日アンケート結果を見たわけですけど愕然としたんですね。58名御出席、アンケートいただいたのが58。私は下の駐車場におりましたので、よく中が分からなかったんですけど58と理解しています。そして議会に今まで傍聴に来られた方が44名。その中の7割ぐらいは御常連の方でよく見に来ていただいて大変感謝をいたしております。58から44を引くと14ですね。そしてあと出演をしていただく方々のお知り合いとか、議員の御身内などもおいでになってましたね。この方が大体7〜8名でしょう。そうすると御出席いただいたのはほぼ一桁なんですね。これだけ私達は大変な費用も使いました。費用弁償もね。それから経費も私はざっと計算しますと15万ぐらい掛かってます。ちょっと話は逸れますけど、この議員が使う費用を誰が監視するのかと。私たちは行政側が執行する分については、当然、監視をしますよね。私たちが使う分については監視無いですよ。誰も監視できない。そうすると私達がちゃんとした形で報告をしなくちゃいけない。しかし、その監視システムは無いということですね。話戻しますけど、この議場コンサートは、することについては私も賛成しましたが、今、反省の材料としましてはプロセスが非常にまずかった。手順とか中身をよく精査しないでやらなかったことが、私達は非常にまずかったなと非常に私自身反省をいたしております。そこで議員定数の方に入るわけでございますけど、この議員定数にいたしましても、5月ぐらいの新聞に無投票を阻止するために選挙をするというような文書が、私は実際見てないんですけど、そういう文書が出てたらしい。私もこれは愕然としたんですけど、要は私どもはやはり選挙をするときには、当然、現職の場合は4年間掛けて住民の方に私達がやってることを訴えながら、それはリーフレットであり、ブログであり、いろんな口コミであり、いろんな努力をしながら、皆さん方の御信任をいただいて投票していただくために一生懸命頑張ると

るわけですね。だからこの無投票のために出たというのが悪いということじゃないんです。これもやっぱり1つの手法だと思うんですけどね。この人数でこなしていきますと、果たして議員が今の定数でいいのかどうか、それと私の経験上からいきますと、昭和62年に私は議員を拝命をさせていただいたわけですけど、当初議員定数24名でございました。法定が26名。そして平成の大合併で20名になって、それから今度は民意の力で16名になりました。その中の経緯を話をいたしますと、当時、常任委員会2つありました。そして編集委員会ということで、これは任意の団体でありましたし、1期目のときには議会の議運というのありませんでした。ですから3つの委員会で運営をしてたわけですね。今はその委員会が2つになってる。2つになったからといって、今この24名から16名になって、会期の延長も1回もないですね。審議未了も1回もない。時間が足りないということも1回もない。そうすると、全然、人員に対しては問題はないと。それと、私たちはよくいろんな形で研修をさせていただきますね。有識者の話を聞きますと、大体1委員会が6名以上いけば十分であると。こういう見解なんです。そうすると単純に計算しますと、2つ委員会だったら12名という数字が出てくるんですよ。それで支障がないというふうに私自身は判断をして、今いろいろ申し上げてきましたけど、そういう観点からも当然、私は財政面からいっても、そして議員から言わせると、やはり人数を減らすと民意の声が聞こえにくいとか、そういう話が出てくるんですけど。私が今まで経験した中では、そういうことは余り感じない。一番問題は審議時間だと思うんですけど、審議時間もほとんど変わってないんですね。ですから、そういう分で、私は少数精鋭の形で議員の定数を削減したらどうかと、そういう持論なんです。これについて町長、誠に申しわけないけど、お答えができればお答えいただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私どもは先程議員がおっしゃってるように二元代表制ということで、行政部と議員の部で行政運営させていただいてるということの中で、その民意が反映される議会である。それが一番大きなポイントだと思うんですね。その中で12名が適当なのか、16名が適当なのかということは、議会の中でも論議されることだろうと思いますし、また、20名から16名になったときは、町民の方からそういった話が出まして、16名にしたらどうかというような形で16名体制になったかと思うんです。従いまして、私の方からいろいろ話をすべきことでもないでありますけれども、一応感想としてはそういう形でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

なかなか議員を目の前にして言いづらい部分があると思いますね。その辺はこれ以上の追及はいたしません。次に報酬についてお尋ねをしたいんですけど、この報酬につきましても、私もひとつこの議会の中で違和感があるんですが、一昨年、報酬等特別委員会というのを議会が作ったんですね。そして、高い、安い、他町はどうだ、こうだという話をされました。私はその中にいて非常に違和感を感じながらいたわけですけど、その委員会の最後に、前議長のときに、この結果を町長に報告するのかという質問をしました。そしたら議長はいやしませんということで私もほっとしたんですね。と言いますのは、やはりこの報酬につきましても、議員がとやかく言うことじゃないんですね。これは町長の専権事項なんです。報酬審議会というのを町長はお持ちなんですね。ですから状況を判断して、要は安いのか、高いかということを含めまして、町長が審議会に諮問をする。そして答申を受けて、考えて、議場に上程するとか、そういうのが普通の考えなんですね。しかし、それを議員がやってしまったんですね。ですから、これも私は1つの反省だと思ってますけどね。今日は反省の中、話をしながら判断をしていただくということなんですね。そこで議員報酬は、町長の考えとしては生活給なのか、それとも活動費なのか、その辺はどちらの方で捉えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

生活費か、活動費かというのは、議員各位皆さん方のそれぞれ思いがとおりだと思いますよ。例えば自分は生活費であり、活動費でもあると思ってらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。でも、今までの話をお聞きしております中で、私は議員活動の対価として得られるものじゃないかなというふうにも認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も活動費ということで認識しております。先程申し上げましたように大変私たちは失礼なことをして特別委員会を作ってしまったって、報告が無かったから良かったんですけどね。しかし、それは現実として私達はやったということなんですね。私は今の報酬が安いとも思っておりません。それなりの活動ができるなど。そういう感覚であります。

そしたら2番目に入りたいと思います。2つ目につきましては3年前ですかね、施設カルテ対象施設一覧を見ますと、学校施設におきましては築年、大体高田小学校が49年、体育館が47年、長与小学校体育館が46年としてありますが、これはもう既に耐震改修が行われているわけですね。次に、施設におきましては、長与公民館59年、図書館59年、健康センター51年、ふれあいセンター51年となっています。施設については、この図書館は1980年に大規模改修が行われてますね。そして、ふれあいセンター及び健康センターにつきましては、耐震診断は行ってますが手がついておりませ

ん。長与公民館においては全くの放置状態であります。ほかに40年以上の施設が多く存在し、耐震診断、耐震補強、改修は行われていないわけですね。順次改修をしていくという話がありましたけど、順位の計画といたしますか、これは具体的にどうなってるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

施設の更新改修につきましては、平成29年度に実施をいたしました公共施設の劣化状況調査。この結果を踏まえまして、優先順位の高いものから、これまで順次必要な改修を行ってきたところでございます。現在これと並行しまして、その他の施設についても今後10年間の管理の方針ですとか、更新や改修などのスケジュールをお示しいたします個別施設計画。これの策定に向けて検討をしているところでございます。議員御指摘のとおり近い将来に更新を迎えるであろう図書館ですとか、そのほかの施設でも長寿命化を図るために大規模改修を行うものといったものについて検討を重ねているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

次に、この財源の確保といたしますか、やっぱり今から改修したり、いろんなことをしなくちゃいけない。そして、3番、4番に話をするように図書館の建設なども控えてますね。その中ですね、財源の確保。今まで私達、古参の議員は、まちづくり交付金という制度がありました。今名前が変わってますけどね、俗に言うまち交。これが一番多いときで長与町が36億。6年間、5年間ですかね、取得した経過があります。この財源の確保について、どのような手法を使われるのかお尋ねをします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設の管理に当たりましては、まずは長期的な視点をもって計画的に更新ですとか、改修を行うことで、財政負担の軽減、それから年度間の平準化というものを図っていくというのが基本だというふうに考えてます。その1つは、これまで事後保全型の管理であったものを予防保全型へ転換するということで、施設の長寿命化を図ること。これで経費の縮減が一定見込まれるのではないかとこのように考えてます。また、更新を行う際には、集約化や複合化の可否ですとか、ダウンサイジングを検討するなど、必要な機能は維持しつつも、経費の縮減に繋がる手法ということで検討していきたいと考えております。併せまして施設の改修更新には多額の経費が掛かってまいりますので、国の補助金ですとか、有利な起債など、そのほか基金も含めて、同時に調査研究を進めて

まいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは、先程申し上げたように去る10月に、これまでに経験したことがない台風災害で教訓を得たと思いますが、防災のインフラ工事にはもう限界がありますね。いろいろスーパー堤防とか、ものすごいお金を掛けてやっていますが、これはもう間に合わない。はっきりですね。まずは逃げると、逃げる所、逃げる場所を確保する。これがもう頭の中、先に考えなくちゃいけない。そのためには事前の気象情報は当然であります。先程、同僚議員が2人質問されましたように、その避難ルートでありますとか、避難所が最優先と感じています。現行の施設、地域別に避難の住民の受け入れができる人数ですね。先程、施設をたくさんおっしゃってました。この受け入れ体制の受け入れる人員。これが各施設どれぐらいの人がおられるのか。これが国の基準に今、達しているのか。この辺についてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

地域別で、まず、平木場、三根、本川内地区におきましては、現在、人口が6,145人に対しまして、1,293名の収容人数となっております。こちらにつきましては、人口比でいきますと21.04%。吉無田、まなび野地区におきましては、人口が1万911名に対しまして、収容人数は3,313名となっております。全体の割合としましては30.36%。高田地区におきましては、人口1万513名に対しまして、2,777名の26.41%。嬉里、丸田地区におきましては、人口9,511名に対しまして3,107名、32.67%。岡、斉藤地区でございますが、人口4,565名に対しまして、2,839名の62.19%の収容人数となっております。これは町全体で考えますと、人口4万1,645名に対しまして1万3,329名、32.01%の収容人数体制となっております。現在、国の方が想定しております災害時における収容人数ということであると、人口の5%を上回る水準という形で示されております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

そうすると国の基準は一応上回ってるというふうな認識でいいわけですね。私はなぜこのような質問をするかと言いますと、やはり今回の災害を見まして、これからどんどん大きくなっていくと思うんですよ。やはり地球温暖化で、これはもうすごい台風が今から予想される。今まであんまり竜巻とか、そういうものは目に見えなかったんですけどね。最近はまだ近くでも見えるし、そしてその風の強さもすごいですね。その辺は十

分に考えながらやはり今から進んでいかないといけないと思うんですね。それと3番目の図書館建設について少しだけ触れておきたいと思います。図書館建設におきましては、高田南土地区画整理事業の完成の目途がついたらやるというような話があつてるようですね。そして高田南土地区画整理事業につきましては、既に債務負担行為が可決されていますね。しかし、この可決されたってということは、53億か54億だったと思うんですけど、通常であると国がその補助金の内定を出したと。そういう解釈で今までよかつたんですね。しかしながら、先程申し上げましたように、現状この激甚の災害が大変多いですね。国は激甚災害というのは簡単に今まで出さなかつた。これももう罹災証明から何から、大変な経費が掛かりますからね。しかしながら、あまりの甚大な被害を受けておりますので、これはもう生活が大切ですから、要はこの激甚の大災害も最優先に考えてますね。当然のことです。既にもう激甚の規定予算は大幅にオーバーをしています。もう先日も補正予算組みましたね。国はですね。当然、そうしますと公共工事の予算は縮小されることになるわけですね。ですから、何を言いたいかといいますと債務負担行為が決定をしていますが、要はこの激甚災害によって公共工事の費用は少し削減されるということですね。ですからその計画に基づいて図書館の建設を考えておられたと思うんです。しかし、それはもう簡単にいかないんですね。図書館の補助金につきましては1つだけあるのはあるんですよ。これは都市公園ですね。要は今の北陽台の現地の公園から、下の西田公園ですか、これを全体まとめて都市公園として認定をするときに、この施設についての補助金というのは幾らかできるんですね。それでもこの面積がそれにしても足りないんですね。この西田公園と上の公園を足しても。そうすると、この都市公園の補助金は当たらないですね。そうしますと、要は町の単独の予算でこの図書館の建設をするということになるわけです。施設の建設費、維持管理費は町の単独でできる財政状況なのか、その辺についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員御指摘のとおり新図書館の整備につきましては、基本構想に掲げる延べ床面積3,000平米ということで掲載しておりますけれども、こういった面積のものを整備するとなった場合には、やはり多額の経費が必要であるということが想定されますし、当該規模の施設の維持管理という面においても相当の経費が発生すると見込まれております。整備に当たりましては、やはり本町に見合ったサイズの図書館とすることと、あと整備の効率化、あるいは運営の効率化という観点から施設の複合化なども視野に将来負担の予測も踏まえて、財政上無理のない計画を検討していく必要があると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今の話なんですけど、それでは図書館についての基金がどれくらい今積んであるのか。そして、その予想について現状の財政力でクリアできるのか。まずはその基金の、どれくらい積んであるのか。そして毎年幾らずつ積んであるのかというのを少し明確にさせていただきたい。数字を出すと、建設費とか何とか出すと、その数字がもう一人歩きして、あそこは幾らだというような金額になってしまいますので、そこまでは必要ありません。今どれぐらいの財政力があるのか。その辺についてお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

基金につきましては、平成27年度に教育関連の4つの基金を統合をいたしまして、図書館の整備にも活用できるものとして教育振興基金を整備しております。この基金については、御案内のとおり新図書館の整備のみならず教育関連施設の整備等にも活用ができるものとしておりまして、毎年度5,000万円ずつ積み立てをしているところでございます。平成30年度末で、その基金の残高が約3億ということになっております。このほか、財政的にということですが、やはり活用できる補助金。まだ今後の国の推移も見守る必要があると思いますし、有利な起債という観点からも研究をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先程に少し戻りますけど、高田南の今回の計画、6年間で上げるという計画なんですけど。この計画について内容をちょっと精査いたしますと、国の補助金が15億。そして県の補助金が3億ですね。長与町の起債事業で20億。12億を6年で割って2億と。こういう少し単純な数字で今推移をしてるんですね。しかし、先程申し上げましたように、激甚災害でこの国の補助金15億がもし仮にできなかつたと。満額下りなかつたとした場合ですね。それはやはり町長は、この図書館を期待をされてる方がたくさんいらっしゃると思いますので、あまり軽々にいつ出来るという明言はされない方が良いんじゃないのかなと。今の現況をやはり皆さんにお知らせをして、慎重に検討をして、もちろん図書館を造っていただくわけですけどね。その辺について考慮していかれる方が良いんじゃないかなと思うんですけど、町長、その辺はいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

昨日、全協を開いていただきまして、高田南の進捗状況を話をさせていただきました。今、竹中議員がおっしゃるように、また今後どういう状況にあるかっていうのは確かに分からないわけでありましてけれども、ただ、私どもとしては一応計画という形でしてお

かないと、いろんな形の部分が決まってまいりませんので。今、考えてますのは54億掛かるということで、国の方から15億、県が3億、そしてこれを一般の施工業者、そしてハウジングメーカー。これがどのぐらいで買っていただけるか。そういったものを足したお金でこれを運営していくということになってまいります。そして今、竹中議員もおっしゃるように、ここが小高い丘の上にありますもんですから、いろいろな合築も考えながら、補助が取れる、交付金が取れるようなそういったものも新たに考えながら進めていくと。こういう形での進め方をしていこうかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私もそう思います。町長も造ろうというあれは十分に私達も分かっております。しかしながら、その財政力と現状っていうのは、やはりこれは皆さんに逐一御説明をしとった方が良くと思うんですね。急にこの目途がついたらやりますよと言うたら、もう大体6年で計算しとったら7年には建てるかなと。そういう感覚どうしてもなりますよね。それともう1つ私はちょっと嫌なことを言わなくちゃいけないんですけど、私も町政報告会っていう講演会を1年に1、2度開きます。そのときに町政の報告をするんですけども、大体80から100ぐらい来ていただくんですね。そこで図書館建設のいろんな話を聞きますね。あまり出てこないんですよ。これが不思議なんですね。しかし、町では大変盛り上がってる。それで、問い詰めて、問い詰めて、どうですかと言いますと、大体、私個人のあれなんですけど18%ぐらいなんです。建てたいという方はですね。それも一部。今長崎が十分充実してるし、生活起点が長崎だから。要はそこに行って十分今見れるんですよ。そして今、長崎は借入れも貸し出しも、長与町の方もできますよね。私達もたまにさせていただいてます。これはちょっと嫌なことで大変申しわけない。それでもそういう計画性を持った、住民にやはり逐一御説明をしながら進んでいくというのは大変必要なことだと思います。それと私も今町長が申しあげました合築、総合の建物。やはりリスクをなるべく背負わないように、ほかのもので緊急避難の施設とか、そういう分であれば総務省からとか補助金というのは幾つかあるんですね。図書館単独ということになると補助金ははっきり言って今はゼロです。そうすると単独でやらずにちゃいけない。しかし合築をする。今、公民館であるとか、福祉センターであるとか、いろいろ今問題抱えてますね。このものを慎重にお考えになって、もう総合的なことで金額を拠出して行って、無駄がない政策をしていただきたいというのが私の気持ちなんです。その辺の覚悟というか、気持ちを町長もう1回お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃられた、竹中議員の周りの方々が18%ほどしか望んでないというような

ことを聞いて少し驚いたんですけども、私の感覚ではもう少し、もっと多くの方々が自分の居場所として欲しがってるんじゃないかなという気がしております。従いまして、この分については町の財政ですね。議員おっしゃるように、財政がうまくいくことが前提でございますので、その中で合築等々を含めまして、どうしたら機能が高まり、良い図書館が出来るのか、そういったことを今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

これで質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時25分まで休憩します。

（休憩 15時07分～15時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、八木亮三議員の①本町における同性パートナーシップ制度導入について、質問を許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

今日、私が質問させていただくテーマは同性パートナーシップ制度について1問ですが、まさに今日、大阪府大東市にてこの制度が導入されまして、これで全国30の自治体に導入されたことになりました。質問の前に、新たにパートナーシップ制度を導入された自治体にお住まいの性的マイノリティの方々と支援者の皆様、そして真に人権を尊重する社会を目指して実行されている30の自治体にお住まいの全ての市民の皆様にお祝いを申しあげます。また、現時点で具体的に導入予定及び導入検討中の所が48自治体ありますので、導入済みの所と合わせますと78自治体。人口を合計しますと3,600万人以上になりまして、日本の人口の約29%の人がこの制度を利用できる自治体にお住まいであるということも申し添えておきます。

それでは質問に入らせていただきます。本町における同性パートナーシップ制度導入について。本年9月2日より長崎市において県内初の同性パートナーシップ制度がスタートしました。全国の自治体で、今日現在で、先程のとおり30の自治体が制度を導入しております。今年4月に発表された国内最大規模の無作為抽出調査において、人口全体の3.3%の人が性的マイノリティに該当するという結果も出ており、その方々の多くの性的指向及び性自認は生まれ持ったものですので、当然ながら未成年の児童生徒の中にも一定数存在し、年齢に関わらず人知れず悩みを抱えている方が大勢実在します。

長与町第9次総合計画には基本理念として、「誰もが暮らしやすい、いつかは帰りたいふるさとづくり」。また、「垣根を越えた信頼と絆とともに育ち合う人づくり」と明記されています。具体的な施策の中に、性的マイノリティの方に触れたものはありませんが、施策15人権の尊重の項には、「すべての人々の人権が尊重される社会をつくります。」と書かれてあります。また、現教育長の下で長与町教育委員会が作成しました人権教育啓発資料、「ながよ人権12か月」の中には人権課題として性的マイノリティが挙げられており、「これらの人権問題が解決され、すべての人が安心して真に心豊かに暮らせる時代は一体いつまで日延べされるのでしょうか。」と書いてあります。昨年12月の議会において、同性パートナーシップ制度についての同僚議員の一般質問に対し、総務課長が、自治体によってばらつきもあり、国の法制化を待つという趣旨の回答をされておりますが、これこそ問題の日延べ先送りではないでしょうか。去る10月30日に、同じ九州で福岡市と熊本市がこの同市間で転居しても、どちらかの市でパートナーシップ宣誓をしていれば、その証明書をそのまま使える協定を結ぶと発表し、北九州市もこれに参加を検討しているとも聞いております。これらの先進地の例を研究し、これに倣ったものを作成すれば作成運用も難しくなく、この協定にも参加できれば福岡市、熊本市のような大都市に流出した性的マイノリティの方が、帰りたくなるふるさとづくりとなるとも考えられます。今年7月には、茨城県が都道府県として初めて、県として同性パートナーシップ証明制度を導入しましたが、これは県議会の最大会派が時期尚早と提言したものの振り切り、大井川和彦茨城県知事が性的マイノリティの人たちが胸を張って誇りを持って暮らしていけるスタートラインだ。基本的人権に関わる問題なので、いち早く対応することが行政の務めだと考え導入を決めたと力強いリーダーシップを持って主導し実現させたものです。差別や偏見を恐れて声を上げられない性的マイノリティの方々の苦しみや悩みは、まさに人権問題の最たるものです。来たる来年度に町長選挙を控えた今こそ、4万2,000人の町民を抱える自治体の首長として、その町民のあらゆる年代の中に必ず一定数存在する性的マイノリティの方々への、人として当然の思いやりや理解を示すとともに、本町が人権尊重のまちづくりを目指していることが建前でないということを証明し、町長が掲げるその他のまちづくりの理念や計画も、期待と信頼に足るものであると町の内外へ表明するという意味でも、要綱による同性パートナーシップ制度の制定を明言し、有言実行すべきときだと考えますが、町長の考えをお聞かせください。以上、お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本日最後の質問者であります八木議員の御質問にお答えをさせていただきます。全国的にパートナーシップ制度導入の自治体が徐々に増える一方で、国におきましては、同性婚を可能とするための民法改正案が提出されるなど、法制化に向けた動き

も進展をしているようでございます。法制化されることによりまして、全ての自治体で同じ対応が可能となり、また、民間事業者等への影響も大きく、受けるサービスも拡大をしていくものと考えております。制度の趣旨及び性的マイノリティの方々が、悩む現状があることも重視した上で、導入については法制化の動向というものをもう少し注視しつつ、判断をしてまいりたいと考えております。地域社会におきまして、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様な在り方への理解が深まることが大切であると思っております。町といたしましては、性的マイノリティの問題に限ることなく、様々な人権問題の解決に向けまして、人権教育や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

それでは、再質問に入らせていただきます。今のお答えですと、昨年12月の同僚議員の質問に対する答弁とほとんど同じかと思うんですが、後程もう少し詳しくお聞きするとして、まず、教育長にお尋ねいたします。先程、質問通告書で触れました「ながよ人権12か月」の最初のページに教育長の言葉がありまして、冒頭に、「ようやくですが、昨今の社会や教育の状況を見ますと、青少年の自己肯定感の低下など様々な問題が深刻化し、社会総掛かりで対応する必要性が指摘されている。」という趣旨の一文がありますが、この文章は間違いなく勝本教育長御自身の言葉で、真意であると考えて間違いありませんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

はい、間違いありません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

この人権啓発冊子の作成者は、長与町教育委員会生涯学習課と長与町社会教育委員会となっておりますが、先程の教育長の文章のタイトルは啓発資料の活用についてという文章の中の言葉ですので、この冊子の活用を進める文章ですので、当然この冊子の全般について教育長が内容を確認したもので、内容全般も教育長及び教育委員会の総意であると考えてよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

はい、それで構いません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

この冊子の人権課題解消のためにというテーマのページに、LGBTへの無理解、偏見が背景となり、自殺を考える割合が高くなっていて、2012年に閣議決定された自殺総合対策大綱において、正しい理解の普及と啓発が呼びかけられていると書いてあります。この自殺こそ、教育長が危惧されている自己肯定感の低下の最悪な結末だと思うのですが、大人のLGBTの方でさえ、性的マイノリティではない人よりも自殺率が高いという調査もありますので、これが未成年の性的マイノリティの児童生徒、青少年であれば、なおさら人知れず思い悩んだりしていることは想像に難くないかと思います。パートナーシップ制度というのは、実務的には法的に結婚ができない、主に同性同士のカップルが、賃貸物件の入居であったり、保険や携帯電話の契約の際に、自治体の証明があれば夫婦や家族と同等に扱うというケースにおいて、その証明となるというものですけれども、それだけではなくて、この制度の導入によって、自分が暮らしている地域社会が性的マイノリティの存在と権利を公に広く認めてくれるということが、当事者の方々の精神的な心の支えになって、ひいては、そういった自殺を思い止まるような、そういう精神的な側面も重要視をされているとも言われております。渋谷区でパートナーシップ証明を実際に取得した方に、渋谷区が実態調査をした報告書があるんですが、この中にも、実際に取得した人の意見として、子どものときに悩んだので、自分がちっちゃいときにそんなのがあったらどれだけ救われたかと思うから、絶対やりたいと思いましたという言葉もあります。これこそ正に、教育長の言葉にある、青少年の自己肯定感の低下に社会総掛かりで対応するということだと私は思うんですが、教育長はこのパートナーシップ制度導入が、町内の性的マイノリティの児童生徒たちの自己肯定感を高めたり、勇気を与え、自殺したいというような気持ちを軽減することに繋がる社会的な取組だと、そういうふうには思われませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

昨年、町内でも、長与町と時津町との研修会というのがあるんです。人権教育研究大会というのが。毎年冬の2月にですね。LGBTの方のお話を聞いたりして、私たちも話は聞きはしていると。一応今おっしゃられた渋谷の話とか、いろんな情報は私たちも聞きはしながら勉強中ですので、今のところ、子どもたち、うちの町内の子どもたち、そこまで実態調査をしてないから何とも言えないんですが、その辺はもっともっと私たちも勉強していかなければいけないなという状態でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

まだ研修調査中ということで承りましたが、もう1つだけ教育長にお尋ねします。ちょっとこれは慎重にお答えいただければと思うんですが、今や性的マイノリティの方々の存在や権利というのは、国連の人権理事会も認めてその人権侵害を阻止するようという決議を採択して、日本もこれに賛成しておりますし、また、文部科学省の方から、性的マイノリティの児童生徒への適切な理解や対応を求める通知も出ているはずだと思います。こういった世界的な常識となっているとっていいと思うんですが、では同性パートナーシップ証明制度が導入されることで、何かしら児童生徒、青少年に悪い影響があると思いますか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

悪い影響とは言わないんですが、やはりどうしても、まだその小学校とか中学校辺りとなると、その辺でいじめとかいろんな問題も兼ね合いがあるものですから、その辺はやっぱ私たちとしては、多くの自治体辺りのことをよく研究しながら進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そういった、ある意味いじめの元になるのが、そういった差別とか、社会がマイノリティの方の存在を認めてないからだだと思いますので、そういったのが公に行政などに認められることが、そういったものの減少に繋がるのではないかと私は思うんですが。そうすると、ちょっと町長の答弁の方に戻るんですが、先程の同性婚について国で議論が進展しているという表現があったかと思うんですが、私は進展しているとはちょっと思わないんですが、いずれにしても同性婚に関して議論は確かになされております。つまり、昨年12月の議会の同僚議員の質問に対してもほとんど同じ。国で議論をされているので法制化を待つといったような、国の法制化の動向を注視していきたいという答弁がありましたので、変わってないのかなと思うんですが、申し上げたとおり同性婚については議論もされてますけれども、国が同性パートナーシップ制度を導入するかどうかというような話ではないわけですよ。このパートナーシップ制度っていうのは、同性婚が法的に認められていないからこそ、事実上、代替案ということで人権意識の高い自治体がこうやって次々と導入をしている現状です。なので、国の同性婚の法制化を待つと言うのは、同性パートナーシップを導入するかどうかっていうのに関しては論点がやや違うのかなと私は感じるんですが、もう一度ちょっと改めて、長与町はこの同性パートナーシップ制度というのを、どういう位置づけ、どういう意義がある、どのような制度か、町としてどう理解、認識しておられるかというのを1つお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず、昨年12月の答弁とほとんど同じだということでお答えをしたいと思います。昨年、同僚議員の方から御質問いただきました。そのときに党派を超えて、県、国会議員、町議会議員というところで頑張っておられるということを知っていました。その後、今年6月頃ですか。超党派の議員たちから、3党から法案提出がなされた。現実味を帯びてきたという意味合いのところですね、昨年よりはもちろん進んでいる状態でございます。残念ながら閉会中審査というところでは今のところなっておりますが、廃案になったということでもないので、私どもが考えるのがパートナーシップ制度というのはですね、否定するものではないんですよ。そういった中で、昨年も多分申し上げてるんですけども、自治体によってのばらついた制度、こういったものを法律化されることによって全てが、いわゆる報道で言えば地域間格差が生まれるという表現もありましたけど、そういった所は無い社会というのを努めて構築する必要があるということから、法制化が一番であり、それが現実味を帯びている今、もうしばらく待ちたいということをお願いいたします。パートナーシップ制度についてはもちろん、先程から議員の御質問の中にもいろいろございました。悩み苦しんでの方がいらっしゃるということも現実にあります。制度の導入というのは、そういった悩んでる方を社会的に大きく認めるという、そこが1つの目的であって、この制度の導入というのは長与町の1つの意思表示である。そのように捉えております。今後、そういった導入については、慎重な検討をした中で判断していくというのが、町長の答弁のとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうしますと、今で町の考え方っていうのは分かりましたが、昨年12月のこの議会において、パートナーシップ制度を導入している自治体の条例などを見ると、申請する要件等がハードルの高いものもあるというお答えもあつたんですね。これはそもそも、制度を導入するハードルが行政側が高いということじゃなくて、その答弁では申請する側にハードルの高い制度もあるということだったので、答弁としてもよく分からなかったんですが、いずれにしても実際におっしゃっていたとおり、今日本の各自治体が導入しているパートナーシップ制度には大きく分けて2つありまして、通称で渋谷区方式と世田谷区方式と呼ばれていて、この2つは、ほかの自治体に先駆けて2015年にこの制度を施行した区ですけれども、渋谷区の方は条例、世田谷区の方は要綱で導入をしまして、それ以上に大きく異なるのが、世田谷区方式では基本的に特に提出するような書類というのはなくて、このカップルがお互いパートナーであり、共同で生活することを区役所で宣誓して、その宣誓書に署名するだけでいいのに対して、渋谷区の方では公

証役場で作った書類。お互いを任意後見人とする公正証書と共同生活の合意契約に係る公正証書というものを作る必要があって、確かにハードルが手続き的にも費用的にも、利用する方にとってハードルが高いという違いはあるかと思うんですが、12月議会のときにお答えになった要件等がハードルが高いものもあるとおっしゃったのは、渋谷区方式のことを指しておっしゃったということによろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

12月の答弁、ちょっと確認をしてこなかったんですが、決して自治体が行うことがハードルが高いという意味ではございません。あくまでも利用される方にとってはハードルが高い方法であるという趣旨でございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確かに、現在パートナーシップ制度を導入しているこの30の自治体のほとんどが、条例ではなく、要綱という形で導入していて、実際に内容的にも、今、申し上げた世田谷区の方式を採ってます。多分9割ぐらいはそうだと思うんですが。福岡市や熊本市や長崎市も世田谷区方式をとっております。例えばここに、長崎市と福岡市がそれぞれ配布しているパートナーシップ制度のガイドブックがあるんですけども、御覧のとおり非常によく似てまして、中もですね。実際に書いていただく宣誓書ですとか、その宣誓書を受領したという証明でお渡しするカードという書式なんかも非常によく似てます。これは、長崎市でこの作成を担当した長崎市市民生活部人権男女共同参画室の方に直接伺ったんですけども、やはり先進事例であったその福岡市の方をかなり参考にして作ったということだったんですね。なので、今、総務課長がおっしゃったように導入する側にはそんなにハードルは高くないと思うんですね。こういったほかの先進地の例に倣って、世田谷区方式で要綱をもって制定するというのをすれば、実際にこの長崎市では、田上市長がこの制度導入に言及した去年の6月からわずか1年3か月で実際に施行されたというところまで至りましたので、このスピード感と比べると、去年の12月から国の考え方を注視すると言って、今回も変わってないっていうのは本当に導入する気が無いんだなと思うんですが。例えばこの1年間で何かしら、制度がどういったものかとか、例えば導入するのに予算が幾らぐらい必要かとか、そういった調査なども全く行ってないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この1年間ですね、もちろん導入されていってる自治体の様子、状況というのは把握

はもちろんしております。そういった中で、昨年的一般質問でいただいたときに、要綱の策定というふうなところでいきますと、ほぼほぼ費用というのは掛かってこないんですね。いわゆる制度の運用面、運用開始までに、例えば要綱の作成であるとか、それをどのように庁舎内で取り組んで、どのように周知徹底を行っていくか。こういったところに時間が掛かるという、そういうところはもちろん把握しているところがございます。そういったところで繰り返しになるんですけども、置き去りにしていたということではないんですが、法制化のところを今しばらく待って、動向を注視するというところでの取組になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

法制化を注視するというのは、1年間注視してらっしゃるっていうのは、ただ見てるだけで、私からすると何もしてないのかなというふうに感じざるを得ないんですけども、ちなみにこのガイドブックについて長崎市の担当の方に伺ったら、掛かった費用はこのガイドブックを作成する。8,000部作られたそうなんですけど45万円。これだけだっていうことなんですね。実際にその証明書として渡すカードを何か、免許証のような立派なものかなと思ったんですが、実は市販のプリンターで作る名刺の用紙に印刷してラミネート加工して渡すというものだというので、経費ほとんど掛かってない。それぐらい、そんなに導入する方としてはハードルは本当に低いものだと私は考えております。ちなみにこの長崎市のパートナーシップ宣誓制度ガイドブックっていうのは、この長与町役場の庁舎内で私は取ったんですけども、広報課の横のラックに置いてありました。これが長崎県が定めた制度であれば、これを御案内するっていうのは理解できるんですけども、長崎市でしか使えない制度なんですね。もちろん近隣の市町のこういった取組を紹介することを全く否定することではないんですけども、長与町では導入を具体的に検討もしていない。性的マイノリティの方に対してそういう制度を導入しようという考えもないのに、この長崎市のガイドブックを置いてるっていうことは、ある意味では、この制度を利用したい性的マイノリティの方に長崎市にはありますよと云ってらっしゃるものだと思うんですよ。つまり長与町じゃなくて長崎市に住んでくださいと。ちょっと言い過ぎですけども、それに近い捉え方をされても仕方ないんじゃないかなと思うんですが、この長崎市のガイドブックを長与町役場に置いている意図や目的というのは、教えていただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

詳細につきましては、私の方も実は把握しておりません。特に1市2町ですね、長崎市、長与町、時津町、今連携して事務等やっておりますので、そういう資料を置いて

くださいとか、そういう依頼があれば、基本的には置くようにしております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん、ほかのそういう制度の案内も置かれていると思うので、その1つと考えれば、私の考え過ぎかもしれないんですけど、実際にこういう性的マイノリティの方というのは、やっぱり人知れずかなり悩んだり、いろいろな事を抱えて生きられてる方で、そういったことに敏感になってる方もいらっしゃるのかなとも思うので、少なくともこのガイドブックに関して余り深く考えずに置くというのはちょっとどうかなと感じました。長崎市に住んでくださいと言ってるように思えるというところからちょっと思ったんですけども、今、長与町の人口っていうのは、徐々にですけどもやや減る傾向にあると思うんですが。長与町の人口ビジョンというものによりますと、長与町から転出が超過している転出先に当たる県は、県外では福岡県が最も多くて、次が東京都、神奈川、佐賀、愛知、熊本の順と続いているはずなんです。人口流出には様々な要因がありますので、町の努力ではどうにもならない部分もあるかと思うんですが、逆に言うと、町として打てる対策というのはどんなことでも、スピード感と先見性をもって実行していくべきじゃないかなと私は思うんですが。実際に渋谷区の先程の調査報告書によりますと、この制度を利用する、パートナーシップ証明を取得するために渋谷区に転居してきた。自宅マンションを売却して渋谷区にマンションを購入し直したという方も実際にいらっしゃるんですね。なので、こういった方も実際にいらっしゃるということもありますし、先程のように、既に制度導入している福岡市と熊本市。県が違うこの2つの市でもそれぞれ証明書を共通して使えるように、要するに行き来できるようにするというような協定を結んだりしてますので、仮に長与町がこのパートナーシップ制度同様のものを導入して、制定して、もしこの長与町の人口転出先であります大きい転出先の上位であります福岡や熊本、そういった協定を結べれば、わずかでもそういった地方の閉鎖性とか閉塞性なども感じて出たような方が、やっぱりふるさとにそういう制度があるならと、UターンIターンを推進する、もしくはそういう制度があるなら、長与で暮らそうという人口流出対策になるのではないかなと思うんですが、その辺りは、そういった人口流出、人口減少対策としての可能性はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

人口減少対策につきましては、本町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形で取り組んでおります。その内容としては大きく2つ、定住促進、それから移住促進という観点で取組を進めているという中で、定住促進については結婚、出産、子育てと切れ目のない支援のほか、いつまでも元気で暮らせる健康づくりというものがございます。

一方で、移住促進というのは町のシティプロモーションであったり、移住相談会など、長与町に魅力を感じていただいて移住に繋げることと、そういうふうを考えておられます、それらと同列に、いわゆる人権の問題を引き合いに出す移住政策としては、今のところ考えていないというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん、移住政策のために導入するものではないんですけれども、今おっしゃったシティプロモーションの1つに、結果的にはなり得ると思いますし、例えば、その移住の相談ですとかそういった場合に、こういう制度がある田舎、田舎というところとあれですけど、地方に引っ越したいというような、例えば都会の性的マイノリティの方などにも、あるかないかっていうののアピールできるっていうのは大きいんじゃないかなと、私は感じるんですが。今お話を教育長はじめ皆様から伺いましたけれども、実際にこの制度がどういふものか、研修や研究中というお答えもありましたけれども、実際にこの制度を導入するに当たってデメリットっていうのはほとんど無いと思うんですね。なので、本当にこの制度を導入しない理由がよく分からないんですが、改めて町長にちょっとお尋ねいたしますが、長与町第9次総合計画の施策15「すべての人々の人権が尊重される社会をつくります。」のこの全ての人々に性的マイノリティの人たちは含まれてますか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町はそういった人権という大きな問題につきましては、非常に大きく捉えております。民生委員、児童委員の皆さん方の動き、保護司の皆さん方、あるいは人権問題について考える機関。そういったものに入って、いろいろ討議をさせていただいております。長与町が全体的に人権問題について非常に理解があるということであれば、そういった方々も入ってきていただけるものと私は思っております。ただ、今おっしゃっているパートナーシップ制度というのと同性婚というのは当然違います。パートナーシップ制度っていうのは、今、申し上げましたように渋谷方式、世田谷方式ということであって、そしてまた、福岡、長崎、熊本広がってっております。大きな都市でこれは広がっていったるわけでありまして、私たちはそういったものをどういうふうな状況になっていくのか。その辺りも踏まえまして、研究させていただいているというところでございます。長与町は人権そのものについては非常に注視をしながら、そういったまちづくりとしてやっておるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

当然そうなると、先程の「すべての人々の人権を尊重する。」というのは文字どおり「すべての人々」ということで、性的マイノリティの方々も含まれているということだと思っと思うんですが、それならばこの総合計画の施策15のとおり性的マイノリティの人たちの人権が尊重される社会環境を積極的につくるべきだと思っ思うんですね。実際に、昨年12月に同性婚の議論の結果を注視していると言っって実際1年経ちましたけれども、国の方の同性婚の導入には全く至ってないわけですよ。実際に先週でしたかね。同性婚訴訟をしている同性のカップルの裁判の判決でも、結局敗訴という結果も出てますし、これを国が同性婚を導入するのを待つというのは、この先何年掛かるか分からないわけで、それを注視するっってというのは、もう本当に国が同性婚を導入、国が導入すれば当然長与もそれを行うわけですから、導入するかしないかであっって、積極的にそういう制度、性的マイノリティの方の人権を本当に尊重する制度を積極的に導入しようという気は無いと考えられてもしょうがないんじゃないかなと思っ思うんですね。実際に、先程も教育長が、こういう性的マイノリティの方のいじめなどもあるということでおっっしゃったので、要するに、行政が認めることでそういったイメージ、そういったものも広くそういった方々に対して正しい理解を広めることができると思っ思いますし、先程政策企画の方でもあったシティプロモーションや移住についても、これをもって移住を検討する材料にもなるのではないかなと思っ思います。その中で、もちろん人権尊重にもいろんなアプローチがあるかと思っ思うんですけども、性的マイノリティに対して本当に理解があっって、それも含めた全ての人の人権を尊重するまちであるということを表示する最も明確で費用もそれほど掛からず、今の時代の流れに沿ったこの施策こそパートナーシップ制度だと私は思っ思うんですが。実際に先程の渋谷区の報告の声の中にもですね。この制度を、パートナーシップ証明を取っって何が変わるのかと思っ思う人もいるみたいなんですけど、今までずっと嘘をついてきたり、こそこそ隠れたりしていたことを行政から認めてもらえる。自分の中ではとても大きなことという声もあるんですね。こういった声が実際にある。もちろんこういった声になってない声ももっとたくさんあると思っ思うんですが、それも含めて、改めて町長にお伺いしますが、このパートナーシップ制度を導入することに、何をそんなにためらうことがあるんでしょうか。導入することによって何か問題やデメリットがあるんでしょうか。もしそれが無いのであれば是非ですね。導入する方向で具体的な検討にもうちょっと入っっていただきたいと思っ思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の方から、一部ですけどお答えいたしたいと思っ思います。第9次総合計画の中の「だれもが暮らしやすい、いつかは帰りたいふるさとづくり」、「垣根を越えた信頼と絆とともに育ち合う人づくり」。これは10年前の基本構想の中の表現でございます。この言葉は今回も今やっってますけど、住民の皆さんのワークショップの中でいろいろな言葉が

出てまいります。それを皆さんのニュアンスを大事にしながら3本の基本理念を作ったものでございます。その中には、こんな言い方はちょっとあれなんです、LGBT、10年前ですからそんな概念も多分無かったと思います。ですから、これにはLGBTの人は含まれてないのかっていうのは、それはある意味ちょっと後付けということになりますので、この時期にはそういった概念が無かった中での表現ということをまず御理解いただきたいと。それともう1つ、移住促進に役に立つのではないかと。それは確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、いろいろな場面、これまで3年も4年も地方創生の取組を進めてまいりました。これは産官学金労言ですね。民間の皆さんの総力を結集した総合戦略。それと1市2町の取組。それと県ともいろいろな取組をしております。その中には、残念ながら含まれていないということです。ですので、ちょうど今過渡期にあるということをお理解いただきたいと。先程からありますが、手間が掛かるから、金が掛かるからしないというわけではありません。金が掛からないからやる、手間が掛からないからやるっていうものでもありません。これはやはり、住民の皆さんを交えた議論を踏まえた上で、組織として方向性を決めていくということが必要だと思いますので、その点御理解いただきたいと。思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今のお答えは私の質問したこととちょっと違うのかなと思うんですが、このパートナーシップ制度を導入するかしないかで、町で議論が必要なんですかね。性的マイノリティの人の今悩みですとか抱えてるものを解決する1つの方法として、大きくこれだけの自治体でも取り上げられている。日本でも最大の政令指定都市でもある横浜でも2日前に導入されております。こうやって悩んでる方たちの少しでも救いになることを町で議論する。議論の結果要らないとなったら導入しないということですよ。どういう議論をするおつもりなんでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

議論をしないと、そういったことを申し上げているわけではなくて、人権問題の中にはたくさんあります。HIVの問題もあります。罪を償ったあと社会に出てそこでまた差別に苦しむ方もいらっしゃいます。男女の問題もそうですし、子供の虐待の問題もそうです。人権問題といえはたくさんある観点がございます。外国人もそうです。ですから、そういった中の1つとして最近クローズアップをされてきたということも私ども十分承知しておりますので、ですので、庁舎内でもしくは住民の皆さんを交えた幅広い議論の中で町の方向性を決めていくということは、何ら不自然なことではないと私は考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん人権の問題は多種多様にあるとは存じますが、それをもちろんながら、全部扱えないから個別のものも扱わないということにはならないと思うんですよ。この問題は、もうそれこそ、もちろんお金が掛からないからやるとかいうことではないにしても、実際にそれほど費用も掛けることなく導入して、そういった性的マイノリティの方々に対して、行政がちゃんとその存在やその人権を認めるということなるわけですから。分からないな。先程おっしゃった10年前にはこの言葉に入ってなかったというのも、ちょっと分からないんですが、いずれにしてもその計画を作ったときは入ってなくても、今は全ての人々には当然性的マイノリティの方も入ってるわけですよ。どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

今改めて考えますと当然それは入ってくると思います。ただ、私は事実関係として、当時はその議論は無かったというところを申し上げた。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

当時は無かったかもしれませんが、それは逆に言うと今はちょっと違う話なのでいいんですが、今は実際に全ての人の人権を大事にするという場合には、性的マイノリティの方も入るわけですから、その議論が必要というのが。これだけ国連でも性的マイノリティの人権を認めるべきだというのが賛成多数で決議されている中でですね。この制度を導入するかしないかっていうのを、議論をされるということなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

議論という言葉は、それぞれ受け取るイメージが違うかもしれませんが、やはり長与町として取り組むということですので、何らかのレベルでの議論といいますか、検討が必要であるというところでございます。過渡期と私申し上げましたけれども、法制化に向けてのいろいろな動きがあるのを見極めた上で、一定判断をしたいというのが現状における本町の姿勢でございます。ですから、議論をしないとか、検討しないということではなくてですね。いろいろなものが今流れてる、動いてるという中において、やはり現在の法体系といいますか、生活はやはり男女間の婚姻が基本になって生活が成り立っているという中で、いろんなことを見極める必要があると。もちろん先行の自治体はそこを当然見極めているんでしょうけれども、私どもいたしましても、右へ倣えと

いうのではなくて、私どもとしても一定判断をした上で、導入するかしないのかということでございます。ですから、一定の時間を今ちょうだいしてると。いろんなものが流れてる中で、それを放置と捉えるかどうかなんですけれども、見極めているというふう
に受けとめていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今おっしゃった婚姻というのは当然男女間の婚姻ですよ。男女間の婚姻が基になって社会が成り立っていると今おっしゃいましたよね。これは町としての見解ということ
でよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

私の表現が言葉足らずかもしれませんが、現状においては両性の合意の下で婚姻ということになっております。それを基本として民法であったりとかいろんな法体系
もでき上がっていると。そこをLGBTの皆さんの存在に配慮して、もちろん大事にして
という意味ですが、いろんなことが検討されてるというふうに私は理解をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

このLGBTにつきましては、同性婚、同性間の婚姻についての法制化となれば、ど
この自治体でも平等に取り扱いがなされるということで、一番望ましいということで、
今のところ判断をさせていただいてるところでございますけども、導入につきましては、
その法制化を動向を注視しながら、また同時に、この性的マイノリティの方に対しまし
ては、日常生活の場面においても安心して暮らせるよう、また、町民の理解が得られる
ように、うちの方も人権教育啓発活動を通して、全ての人の人権が尊重され社会を目指
して取り組んでまいりたいと思います。その中に、取り組んでいく中にパートナーシ
ップ制度も考えながらいくという方向でございますので、全くそのパートナーシップ制度
について導入する気が無いということでもございません。そういうことで、性的マイノ
リティの方々が悩まれている現実があるということも重視しつつ、町長答弁にもありま
したけども、そういうことも含んだところで制度の導入については判断をしてまいりた
いということでございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今、導入をしないわけでは、もう一切しないわけではないというか、考えてないわけ

ではないということだったかと思うんですが。そうするとこの1年間は同性婚の国としての進み方というか議論の進み方を注視してきたということで、実際私はちょっと長与町で同性パートナーシップについて何かそういう検討がなされたり進展したようには感じなかったんですが、これからは何かそういった研究、導入するかしないかですとか、改めて研究というか、そういう対策、何か検討委員会のようなものをつくってもらえたりしないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

今のところ、そのパートナーシップ制度導入につきましての組織委員会等を作る考えはございません。ただ所管におきましては、ほかの自治体の動向なり、制度の内容とかです、いろいろ研究をしてみたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

確かに導入している地域と、してない地域で差が出るというようなことは結果的にはあるかもしれないんですけども、この制度を結局導入しても、もちろん性的マイノリティの中でも必要ないとおっしゃってる方もいらっしゃいます。だから、導入して使う。もちろんこれを実際にパートナーシップ証明を取っている方々もいるわけですから、導入してパートナーシップ証明受ければ、先程のように賃貸住宅や公営住宅の入居の際に、それが家族と同様という認められる証明になったり、携帯電話でも大手の3社はそれを家族割などの証明に認めるとしてのわけですから、利用をしたい方はするわけですよ。必要ない方はただ単に利用をしないだけであって、別に制度があることが、その必要ない方にとって何らかの問題になるわけではないと思うので、ぜひ導入をしてもらいたいと思うんですが、いずれにしても、恐らく今日は、これ以上は同じ御答弁になると思いますので、もう少。長与町の行政の皆さんと町長がこの性的マイノリティの方に対して、もう少し悩みとか、そういった声にならない部分も想像していただいて、理解を深めてくださることを期待して、今日は残念ですがこれで終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（閉会 16時21分）